

PROVIDENCEシリーズ

Compact

C

Complete

Creative

Book

15

Criminal Procedure

# 刑事訴訟法I

総論・捜査 第3版

## 総説

刑事訴訟法の意義  
刑事訴訟法の目的  
刑事手続の流れ

## 訴訟の主体

裁判所・裁判官・裁判員  
検察官・司法警察職員  
被疑者・被告人  
弁護人・補佐人  
犯罪の被害者

## 捜査

捜査総論  
捜査のはじまり  
任意捜査と強制捜査  
捜査の実行

## 被疑者の身柄保全

総論  
逮捕  
勾留  
逮捕・勾留をめぐる  
その他の刑罰  
逮捕・勾留に対する  
被疑者の防衛  
物的証拠の収集・保全  
総論  
捜索・押収  
検取・鑑定  
物的証拠の収集・保全を  
めぐるその他の刑罰  
物的証拠の収集・保全と  
被疑者の防衛  
供述証拠の収集・保全  
総論  
被疑者の取調べ  
被告人の取調べ

## 第三者の取調べ 取調べに対する 被疑者の防衛

## 捜査における 被疑者の防衛

総論  
附随権  
積極的に捜査処分を  
争う権利  
自らの証拠を収集・  
保全する権利  
弁護人依頼権  
違法捜査に  
対する救済

## 捜査の経過

捜査の終わり  
捜査から公訴へ  
起訴後の捜査

LEC東京リーガルマインド編著

PROVIDENCEシリーズ



Book

15

---

Criminal Procedure

刑事訴訟法 I

---

総論・捜査

第3版

---

# はしがき

## 21世紀を迎えて

20世紀は、社会主義と資本主義をめぐるイデオロギーの対立が世界を支配していた時代でありました。しかし、21世紀を迎え、もはや、イデオロギーは世界戦略の対立軸ではなくなりました。21世紀においては、我が国も、外に向けては国の対外政策の再構築を迫られ、内には立法・行政・司法の諸改革、並びに情報技術（IT）革命を基盤とした産業構造の再編、それに伴う日本的雇用状況の見直し・新時代に向けての人材養成、が緊急課題とされております。

このような国際・国内の変化は、各種の国際条約の批准や日本国憲法の改正の契機となっており、また、国内法の大規模な改正と新たな法律の制定をもたらしております。法律は、国際関係における利害対立の激化と国内の様々な利益対立とを調整する「基準＝ルール」として、また事前の正義・事後のチェック機能として、ますます重要な役割を果たすようになっていきます。「法の支配」の理念と法律の重要性を理解する人々は、日に日に増加しております。



本書は、21世紀における「法の支配」の重要性に想いを致し、法律を学ぶ多くの人々の要望に応える目的をもって、企画・制作されております。21世紀を迎え、我が国はますます高度知識情報社会・知価社会へと向かっています。国の権力機構のなかにおいても、民間企業・社会・文化・学術の各分野においても、専門的な知識・技能を体得した実務専門家が大量に必要となります。この実務専門家のなかで、特に、法律の実務専門職こそ、我が国において大規模に緊急養成・配備される必要があります。かかる国家・国民的要請に即応すべく、本書「C-Book」を刊行するものであります。

「C-Book」は立法論に主眼を置いた書物ではなく、現行法の解釈論を主眼とした内容になっております。予備試験・司法試験・司法書士試験・公務員試験等、多くの法律系資格の試験において問われるのは、現行憲法及び主要法律の有権的解釈の有様と法解釈の技術（リーガルマインド）であるからです。しかし、実務法律職の人々にとっては、現行憲法を前提とした現行法の解釈に重点を置いた書籍だけでは物足りず、憲法改正・現行法の改正、そして新規の法律の制定に着目した書籍こそ必要であります。そこで、私たちは、読者の方が現行法の改正・新たな立法へ進んでいくこともできるように、本書を編集しています。読者の皆様には、このような現行法の解釈とリーガルマインドを体得した後、自らの人格や哲学・世界観を賭けて立法論・改正論の書籍に進まれることを切に希望致します。



しかしながら、国会が制定する法律はいずれも、1条から順に規範文章が書かれており、その全体構造・体系を網羅的かつ明晰に把握かつ理解することは、初心者にとって容易ならざることと言わざるを得ません。法の役割は、多くの人々の複雑な利害を調整するものがありますから、LECは1人でも多くの国民が法の解釈に親しみ、法律に基づいて自らの行動を律する生活態度を築くことができることを念願しております。LECは、30年の受験指導の実践における蓄積の過程において、多くの法律概説書の論述とは異なる「LEC独自の思考システム」を開発し、公表してきました。本書は、各種国家資格の受験テキストとして、また現在の法科大学院のテキストとして使用できるものであり、読者の皆様がLECのテキストで学ぶことにより、効率的・論理的・実践的に現行法の解釈を体得できるよう心がけております。



第3版は、重大犯罪についての公訴時効制度の廃止、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の整備等、近時の法改正に対応させた上、最新判例を追加しました。さらに、全ての法科大学院で共通して履修すべき「コア・カリキュラム」の第2次案が2012年3月に発表されたことをうけて、本書との対照表を作成し、本文のサイドコメントにも各項目を掲載いたしました。



2011年から、「予備試験」が始まりました。時間やお金が障害になっている方、学生、社会人にとって、予備試験こそ公平・平等・機会均等の試験です。「予備試験」が開始されたことによって、等しく法曹への道が拓けました。大学生にとっても、1年次から予備試験に挑戦する人がますます増加することでしょう。

予備試験は、司法試験の受験資格を得るための試験なので、法科大学院修了レベルを試す試験内容とされています。本書はそのため、法科大学院において学習する刑事訴訟法の範囲を網羅しておりますので、予備試験の受験対策用として活用することができます。

刑事系科目の勉強において、手続法である刑事訴訟法を勉強することにより実体法である刑法の理解が容易になります。手続を通じて認められる事実が、裁判における真実となります。実体法で認められることと、訴訟を通じて認められる真実は同じではありません。すなわち、手続を通じて真実は明らかになるのです。このように手続法から実体法をみる必要があります。

本書を利用することによって、一人でも多くの法曹志望者が、所期の目的を達成されることを祈念いたします。

2012年9月吉日

LEC 総合研究所 司法試験部  
編著者代表 反町 勝夫

(なお、このC-Bookシリーズは、国家試験という毎年変動する対象に焦点を絞った実践の体系書です。それゆえ、これまでの多くの専門家・実務家・講師・スタッフの協力・支援のもとに成り立っています。この積年の蓄積なくして、実務書籍が、難関の国家試験という教育実践に役立つものとして完成するものではありません。これまで弊社で精力を注進された多くの先輩・同輩に対して、ここで感謝の言葉を述べさせていただきます。)

# 本書をお使いいただくにあたって

## 一 本書の効果的活用法

本書は、刑事訴訟法における全分野を網羅しています。それゆえ、本書を完璧にマスターすれば、刑事訴訟法においては合格ラインをはるかに超える実力が備わるといえるでしょう。ただ、メリハリづけをせず漫然と読んでみても、本書を完璧にマスターすることは困難と思われます。そこで、本書では読者の学習レベルにあわせて適切な学習方法を行ってもらうべく、単元や図表のメリハリづけを行っています。初学者の方は、最初の段階ではBにあまりこだわらず、AAやAの情報について正確におさえるよう心がけて下さい。

### 1 単元のランク

- AA：試験で問われる可能性が非常に高く、かつ、きわめて重要度の高い必修単元である。
- A：試験で問われる可能性が比較的高く、かつ、重要な単元である。
- B：試験で問われる可能性は低く、択一試験対策として一応おさえておきたい単元である。

### 2 図表のランク

- AA：試験対策のため、理解しておかなければならない非常に重要度の高い図表である。
- A：試験対策のため、重要な図表である。
- B：参考程度にみておけば足りるものである。

## 二 本書の構成

### 1 章・節・目次

章や節の目次を冒頭に示しています。これにより、今後学ぶ章や節の構成を大まかにイメージし、全体像を把握することが可能となります。

### 2 「学習の指針」

学習の指針では、その節で学習する内容の概観や、各単元の体系的な位置付けを示し、学習の方向付けをしています。また、試験での出題可能性の観点から、まずおさえておくべき知識とある程度学習が進んだ段階でおさえるべき知識との区別を示し、メリハリのきいた学習ができるようにしています。

### 3 「問題の所在」、「考え方のすじ道」、「アドヴァンス」、「論証カード」

司法試験において、難関とされているのが論文式試験です。そこで、本書では、論点を具体的に捉え、的確な論証をすることができるように、「問題の所在」、「考え方のすじ道」を設けています。この「問題の所在」と「考え方のすじ道」を徹底的に理解して、論理の流れを明快に理解することが、合格への確実な一歩となるでしょう。また、より詳しく論点についての争いを知ることができるように「アドヴァンス」において徹底的に論点の解説をしています。さらに、直前期に一気に論点を見直すことを可能とするため、巻末に判例・通説でまとめた短文の「論証カード」を用意しました。

### 4 「条文一口メモ」、「One Point」、「刑訴 Method」

刑事訴訟法は、条文の引用が複雑であるうえ、憲法や刑事訴訟規則等とも密接な関係がある法律です。そこで、条文を意識した学習を可能とするため、「条文一口メモ」をつけました。また、「One Point」として、応用的な事項・発展的な事項を説明しています。これは主に中・上級者向けですので、初学者の方は読みとばしてもよいでしょう。さらに、受験生一般が理解しにくい論点・概念を、「刑訴Method」というコーナーで分かりやすく説明しました。

## 5 「判例ランク」、判例の「問題点・要約」、「判例ナビ」

刑事訴訟法では、他の科目と比べて特に判例が重要です。そこで、判例の重要度に応じてメリハリをつけた判例学習ができるよう、掲載した判例のランク分けをしました。さらに、重要な判例については、ポイントだけを簡潔にまとめた判例の「問題点・要約」をつけ、直前期に判例を一気に見直すことを可能にしました。さらに、各判例の位置付けを理解するために、「判例ナビ」も設けました。

## 6 「弁護人の独り言」、「検事の独り言」

手続法である刑事訴訟法をマスターするためには、現実の刑事手続の流れを具体的に把握することが必要です。そこで、本書では、実際に刑事裁判に携わり、第一線で活躍される弁護士と検察官の方へ伺ったお話をコラムとして掲載しました。刑事手続の把握に役立ててください。

なお、「検事の独り言」については、元東京地検特捜部副部長、最高検検事でありっしやった方へ伺ったお話をもとに編集しています。

また、「弁護人の独り言」は、刑事弁護に打ち込む、新進気鋭の人権派弁護士の方へお話を伺っています。

## 7 制度のまとめ講座

横断的な知識を整理するために、制度のまとめ講座として、問題・答案構成を掲載しています。

## 8 論文式・短答式過去問

章末に適宜、旧司法試験論文式試験過去問と司法試験短答式試験過去問を掲載しました。その章で学習した知識を総動員してこれらの問題にチャレンジしてみてください。

## 9 「ここが変わった」

第2版から第3版に改訂するにあたって、大幅な加筆・修正を加えた箇所には、側注に「ここが変わった」マークを付けています。これにより、第2版をお使いいただいていた方も、「ここが変わった」マークのところをお読みになれば、重要な改訂箇所を確認することができるようになっています。

---

本書に関する最新情報は、『LEC 司法試験サイト』  
(<http://www.lec-jp.com/shihou/cbook/>)にてご案内いたします。

---

### C-Bookの「C」って何？

いわゆる基本六法といわれる、憲法 (Constitution) ・民法 (Civil Law) ・刑法 (Criminal Law) ・商法 (Commercial Law) ・民事訴訟法 (Civil Procedure) ・刑事訴訟法 (Criminal Procedure) の意外な共通点をご存じですか。

ご覧のとおり、英語に訳すとすべて「C」が頭文字になっています。つまり、C-Bookの「C」には、六法のすべてが凝縮されているのです。

しかも、C-Bookは、六法の知識を、完璧 (Complete)、かつ簡潔 (Compact) に集約し、そして創造的 (Creative) に表現しています。

だからこそC-Bookは、みなさんに、法律をわかりやすくお伝えできるというわけなのです。



●2-3 刑事訴訟法に規定のない捜査の経緯

**刑訴 Method ～行政警察活動と司法警察活動**

警察活動は、行政警察活動と司法警察活動に大別されます。すなわち、行政警察活動とは、個人の生命等の保護、犯罪の予防・鎮圧、公安の維持等という、行政目的を達成するための警察活動の活動をいいます。司法警察活動とは、犯罪の証拠の収集、被疑者の身柄保全等を目的とする警察活動のことをいいます。

かかる定義からわかりますように、前者は犯罪を未然に防ぐための抑え治安の維持自体が直接の目的となっているのに対し、後者は直接の目的は犯罪の撲滅にあり、前者は目的を果します。

しかし、実際上、犯罪探知にかかわる行政警察活動(職務質問等)は、直ちに司法警察活動(捜査)に連動するので、行政警察活動であるにもかかわらず、司法警察活動がなされるおそれがあります。

そして、司法警察活動は主として刑事訴訟法による一元的規律に服しますが、行政警察活動には、これを規律する用罰法のような体系的な法はありません。なぜなら、行政警察の対応すべき事柄は千差万別のため、一元的規律になじまないからです。それゆえ、行政警察活動が、用罰法上の選別手段となされたり、行政警察活動を名目として司法警察活動がなされ、結果として個人の自由等私生活の安全が不当におよびやされます。

そこで、「行政」警察活動であったとしても、司法警察活動に関する諸原則が全く適用されたいと考えるのは妥当でなく、行政警察活動にも適正手続の趣旨(第31)を及ぼし、適用すべきです。その前提の基準としては、任意捜査に当たる適正手続基準がほぼ適用され、警察活動の必要性・緊急性・相当性の要件が、それぞれの場合に照して検討される必要があるでしょう。

いずれにせよ、有効かつ適正な行政警察活動の在り方は、刑事訴訟法によって今後検討すべき事項であると思われます。

**【行政警察活動と司法警察活動の関係】**

行政警察活動(警職法)

- ① 職務質問(警職法21)
- ② 任意同行(警職法22)
- ③ 精神科医・医師等の出動(警職法31①)
- ④ 送子・犯人自害等の保護(警職法31②)等

司法警察活動(刑訴法)

\* 行政警察活動は何時でも司法警察活動に移行し得る

**二 有形力の行使の制限**

**問題の所在**

警察官は、警職法2条1項に基づき不審者を「停止させて」職務質問をすることができます。では、職務質問のために、有形力を用いて停止させることは違法であらうか。「停止させて」の解釈の問題となる。

結論としては、高検検察官が認めるように、警察官が職務質問をするために、自動車の手を握り、入れエッジキックを施してスイッチを切った行為が、「停止させて」の範囲に含まれるという形で見られる。

田中・61頁  
田中・67頁  
光澤1・5頁  
三井1・95頁  
松尾上・42頁  
安室・演習課長・11頁

○職務質問のために対象者を停止させる行為の是非(判例・主要な学説)

LEC東京リガルマインド C-Book刑事訴訟法 I

**刑訴 Methodにより、受験生一般が理解しにくい事項を明快に説明**

**刑事手続の把握に役立つ、実務に関する話をコラムとして掲載**

●3 被疑者・被告人

**弁護人の独り言**

**外国人被疑者の弁護**

外国人被疑者に特有な問題といえば、やはり「言語」が第1にくるでしょう。

かつて、沖縄の強姦未遂の身柄を日本に引き渡すか問題になった際、アメリカは刑引渡しの場合として弁護士や通訳の立会いを要請し、日本側は断ったといえます。

実務上、外国人取調への通訳は警察官によって行われています。調査などでたどるべき捜査官による「まよめ」を含んだ作文ですから、捜査官による通訳でその言葉の持つ微妙なニュアンスを被疑者に有利な方向に解釈してくれるなどということは期待できません。

また、弁護人が接見する際にも通訳の問題はつきまといまいます。タガログ語くらいのメジャーな言語ならともかく、少数言語の被疑者の場合、通訳を探すだけでも大変でしょう。

第2は法文化の違いです。たとえば、正確な統計はありませんが、おそらくイスラム文化圏の被疑者の場合、否認する割合が日本と比べて高いのではないかと思います。

一般的にみて日本は外国人に冷遇な国です。そして、刑事手続においても外国人は冷遇されています。国連事件で誰も引受け手がない「落着き事件」の外国人の名前を見る度にそう感じざるを得ません。

**各款ごとに重要度をA～Bランクで表示。基本書の参照先を明確に**

LEC東京リガルマインド C-Book刑事訴訟法 I

**制度のまとめ講座**

**図表を豊富に使い、刑事訴訟法の理解を補助**

**制度のまとめ講座で横断的な知識をチェック**

**章末に短答式・論文式試験の過去問を記載。詳細なフローチャートにより完全解説**

**「一行ガイド」**

1 一行問題においては、要点を示すことが重要である。そして、その点に照って分析すれば、おのずかるとまった答えになります。

2 本問では、簡答式においてすでに要点が示されています。そこで、判例法」という観点から刑事手続上問題となる事柄を挙げれば、分りでしょう。その際、刑事手続の流れに乗って論じることができれば、明かなる答えになることと思われます。

**答案構成**

一 適正手続の要請(第31)

→日本語の通じない外国人被疑者・被告人に対する権利保障

→具体的には、「告知・聴聞の機会」保障

二 捜査段階

1 逮捕状の提示(201 I)

→日本の趣旨・逮捕が被疑者実を明示する令状に基づくことを告知し、被疑者の防御権を十全ならしめる

→そこで

日本語の通じない外国人被疑者に対しては理解できる言語に被疑者が被疑者実の概要を知り得る程度に告知すべき

2 弁護人選任権の告知等(203～205)、黙秘権の告知(198)

→被疑者が理解できる言語でなされるべき

三 公訴提起段階～起訴状送達

起訴状送達(271 I)に翻訳文の添付が必要か

1 反対説：必要説

→ 271条1項の趣旨は憲法31条を受けて被告人に公訴事実を知らせ、防御の準備の機会を与えることにある

しかし、

① 訳文を起訴状送達に添付することを定めた規定裁判所法74条は裁判所の用語を日本語と定めている

② 公訴手続全体を通じて被告人が訴訟事実を明確に告げられ、これに対する防御の機会を十分に与えられていると認められ、憲法31条の適正手続の趣旨は達成される

2 自説：翻訳文の添付を271条1項は要請していない

公判段階～公判庭における通訳

「[国語に通じない者に陳述をさせる場合]に通訳を義務づける[国語でない文字]については翻訳させることができる177条を、の権利保障のため活用すべき

LEC東京リガルマインド C-Book刑事訴訟法 I

**論文式試験** 旧平成8年度第1問

の論点を掘り深めよう

刑事手続における弁護人の役割について述べよ。

**【問題点】**

- 1 弁護人の地位
- 2 捜査段階
- 3 公判段階
- 4 上訴段階

**【フローチャート】**

弁護人の地位

- 捜査段階
  - 身柄解放手段を講じる
  - 接見交通権を行使して訴訟準備
  - 証拠収集活動
- 公判段階
  - 保護者として攻撃防御を尽くす
  - 身柄解放手段を講じる・保釈
  - 証拠調べ段階
  - 意見陳述(最終弁論段階)
- 上訴段階
  - 弁護人の真実義務
  - 上訴(355)・裁判の不当性を争う

弁護人の真実義務

LEC東京リガルマインド C-Book刑事訴訟法 I (総論・捜査) 第3版

# 参考文献

## 文献略記表

- 「刑事訴訟法」(有斐閣)、平野龍一著 (平野・頁)
- 「演習講座 捜査手続法」(立花書房)、安富潔著 (安富・演習捜査・頁)
- 「演習講義 刑事訴訟法(第二版)」(法学書院)、安富潔著 (安富・演習講義・頁)
- 「刑事手続法Ⅰ(新版)」(有斐閣)、三井誠著 (三井Ⅰ・頁)
- 「刑事手続法Ⅱ」(有斐閣)、三井誠著 (三井Ⅱ・頁)
- 「刑事手続法Ⅲ」(有斐閣)、三井誠著 (三井Ⅲ・頁)
- 「刑事訴訟法(新版)」(有斐閣)、田宮裕著 (田宮・頁)
- 「刑事訴訟法(第六版)」(弘文堂)、田口守一著 (田口・頁)
- 「刑事訴訟法概説」(東京大学出版会)、平野龍一著 (平野・概説・頁)
- 「刑事訴訟法(二訂版)」(青林書院)、高田卓爾著 (高田・頁)
- 「刑事訴訟法(第六版)」(日本評論社)、白取祐司著 (白取・頁)
- 「刑事訴訟法(上)(新版)」(法律学講座双書)、松尾浩也著 (松尾上・頁)
- 「刑事訴訟法(下)(新版補正第二版)」(法律学講座双書)、松尾浩也著 (松尾下・頁)
- 「刑事訴訟法(改訂版)」(青林書院)、鈴木茂嗣著 (鈴木・頁)
- 「刑事訴訟法Ⅰ」(成文堂)、光藤景皎著 (光藤Ⅰ・頁)
- 「口述刑事訴訟法(中)」(成文堂)、光藤景皎著 (光藤中・頁)
- 「口述刑事訴訟法(下)」(成文堂)、光藤景皎著 (光藤下・頁)
- 「刑事訴訟法講義(第四版)」(東京大学出版)、池田修・前田雅英著 (池田=前田・頁)
- 「刑事訴訟法(第二版)」(成文堂)、寺崎嘉博著 (寺崎・頁)
- 「刑事訴訟法(新訂版)」(創成社)、川端博・辻脇葉子著 (川端=辻脇・頁)
- 「全訂 刑事訴訟法(第二版)」(有斐閣)、渥美東洋著 (渥美・頁)
- 「プレミアム刑事訴訟法」(法律文化社)、山本正樹・渡辺修・宇藤崇・松田岳士著 (プリメ・頁)
- 「基本論点 刑事訴訟法」(法学書院)、田口守一著 (基本論点・頁)
- 「捜査と防御」(三省堂)、渡辺修著 (渡辺修・捜査と防御・頁)
- 「事例式演習教室 刑事訴訟法」(勁草書房)、松本一郎著 (事例式・頁)
- 「注釈刑事訴訟法」(有斐閣新書)、田宮裕著 (田宮・注釈・頁)
- 「基礎演習 刑事訴訟法」(有斐閣)、上口裕・後藤昭・安富潔・渡辺修著 (執筆者名・基礎演習・頁)
- 「捜索・差押 証拠法ノート(1)」(立花書房)、河上和雄著 (証拠ノート(1)・頁)
- 「刑事訴訟法(第四版)」(有斐閣Sシリーズ)、上口裕・後藤昭・安富潔・渡辺修著 (執筆者名・Sシリーズ・頁)
- 「演習刑事訴訟法」(有斐閣)、田宮裕著 (田宮・演習・頁)
- 「刑事訴訟法講義案(四訂版)」(司法協会)、裁判所職員総合研修所監修 (講義案・頁)
- 「新実例刑事訴訟法(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)」(青林書院)、平野龍一・松尾浩也編 (執筆者名・新実例刑訴Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・頁)
- 「刑事訴訟法の争点(新版)」(有斐閣)、松尾浩也・井上正仁編 (執筆者名・争点[新版]・頁)
- 「刑事訴訟法の争点(第三版)」(有斐閣)、松尾浩也・井上正仁編 (執筆者名・争点[三版]・頁)
- 「基本問題セミナー 刑事訴訟法」(一粒社)、川端博・田口守一編 (執筆者名・基本問題・頁)
- 「司法試験シリーズ(第三版) 刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱ」(日本評論社)、井戸田侃・光藤景皎編 (シリーズⅠ・Ⅱ・頁)
- 「はじめて学ぶ刑事訴訟法」(三嶺書房)、椎橋隆幸編 (執筆者名・はじめて学ぶ刑訴・頁)

- 「注釈刑事訴訟法 第一卷～七卷」(立花書房) (執筆者名・注釈1～7・頁)
- 「刑事手続(上)」(筑摩書房)、三井誠・中山善房・河上和雄・田邨正義編集代表 (執筆者名・刑事手続上・頁)
- 「刑事手続(下)」(筑摩書房)、三井誠・中山善房・河上和雄・田邨正義編集代表 (執筆者名・刑事手続下・頁)
- 「新刑事手続Ⅰ～Ⅲ」(悠々社)、三井誠・馬場義宣・佐藤博史・植村立郎編 (執筆者名・新刑事手続Ⅰ～Ⅲ・頁)
- 「実例法学全集 続刑事訴訟法」(青林書院新社)、平野龍一・松尾浩也編 (平野・全集・頁)
- 「捜査法大系Ⅰ」(日本評論社)、熊谷弘・松尾浩也・田宮裕編 (執筆者名・捜査大系・頁)
- 「ホーンブック刑事訴訟法(改訂新版)」(北樹出版)、田宮裕編 (ホーンブック・頁)
- 「基本法コンメンタール(第三版)刑事訴訟法」(日本評論社)、高田卓爾編 (執筆者名・コンメ・頁)
- 「刑事第一審公判手続の概要-参考記録に基づいて-(平成19年版)」(法曹会)、司法研修所監修 (第一審・頁)
- 「刑事判決書起案の手引(平成19年版)」(法曹会)、司法研修所編 (起案・頁)
- 「検察講義案(平成18年版)」(法曹会)、司法研修所検察教官室編 (検察講義案・頁)
- 「刑事司法改革と刑事訴訟法(上)」(日本評論社) (改革(上)・頁)
- 「刑事司法改革と刑事訴訟法(下)」(日本評論社) (改革(下)・頁)
- 「月刊法学教室」(有斐閣) (執筆者名・法教～号・頁)
- 「刑事訴訟法判例百選(第九版)」(有斐閣)、井上正仁・大澤裕・川出敏裕編 (執筆者名・百選・頁)
- 「刑事訴訟法判例百選(第八版)」(有斐閣)、井上正仁編 (執筆者名・百選[八版]・頁)
- 「刑事訴訟法判例百選(第七版)」(有斐閣)、松尾浩也・井上正仁編 (執筆者名・百選[七版]・頁)
- 「刑事訴訟法判例百選(第六版)」(有斐閣)、松尾浩也・井上正仁編 (執筆者名・百選[六版]・頁)
- 「平成～年度 重要判例解説」(有斐閣) (執筆者名・重判～年・頁)
- 「判例教材 刑事訴訟法(第二版)」(東京大学出版会)、三井誠・井上正仁編 (教材・頁)
- 「判例時報」(判例時報社) (判時～号・頁)
- 「判例タイムズ」(判例タイムズ社) (判タNo.～・頁)
- 「ジュリスト」(有斐閣) (ジュリストNo.～・頁)
- 「法律時報」(日本評論社) (法時No.～・頁)
- 「現代刑事法 その理論と実務」(現代法律出版) (現代刑事法No.～・頁)
- 「裁判員制度の正体」(講談社)、西野喜一 (正体・頁)
- 「殺人犯を裁けますか?-裁判員制度の問題点」(駒草出版) (問題点・頁)

## 公務員試験を目指すみなさんへ

### 1 公務員試験の概要

公務員は地方公務員と国家公務員に大別されます。国家公務員は、中央官庁やその出先などの国家機関の職員です。専門職として裁判所事務官、国税専門官などがあります。地方公務員は、県庁、市役所、区役所などの職員です。試験区分は、受験資格によって、大学院修了程度の人を対象とした院卒程度試験（総合職、上級）、大学卒業程度の人を対象とした大卒程度試験（一般職、中級）、高校卒業程度の人を対象とした高卒程度試験（一般職、初級）に分かれています。これらのうち刑事訴訟法（以下刑訴法と略す）は、裁判所職員総合職試験（以下総合職と略す）でのみ出題されます。

### 2 試験内容紹介

総合職では、1次試験として教養科目と専門科目に関する「択一式試験」が実施され、二次試験として教養の「論文式試験」と専門科目の「記述式試験」さらに「政策論文試験」が実施されます。更に二次試験と三次試験には人柄などについての個別面接、三次試験には集団討論があります。裁判所職員の試験は「最終合格」イコール採用であるという点が同じ国家公務員試験である国家公務員総合職、一般職の試験と異なる点です。刑訴法は、二次の専門記述式試験の選択科目でのみ出題されています。一応民事訴訟法を選択することもできるのですが、問題が難しいので、刑訴法を選択するのが普通です。

### 3 総合職試験における C-Book の活用法

#### ● 記述式試験対策

総合職の刑訴法の記述式試験は基本的に公訴以降（本書Ⅱ）から出題されます。以前は一行問題がよく出題されたのですが最近事例問題の出題が続いています。しかも、訴因、伝聞証拠、自白など同じような分野からの出題が繰り返されるので、過去の問題の検討が必須です。本書は、一行問題にも事例問題にも十分対応できる内容となっています。一行問題対策としては、特に総合職の受験生に配慮して、「制度のまとめ講座」というコーナーを設けました。また、事例問題対策としては、「問題の所在」として具体的事例を掲げ、「考え方のすじ道」でその分析の方法を示して、事例問題の解決能力の養成を可能としました。

### 4 公務員試験情報収集のために

上記で公務員試験概要、本書の利用法について簡単に紹介しましたが、公務員にはさまざまな種類・試験があります。弊社の公務員サイトでは公務員試験ガイドや公務員試験に役立つさまざまな情報を提供しております。ぜひ、ご覧下さい。

LEC公務員サイト <http://www.lec-jp.com/koumuin/>

# C-Bookで学ぶ「予備試験」「法科大学院」

## 予備試験を目指すみなさんへ

予備試験は法科大学院修了と同等の認定をすることを目的としています。そして、予備試験に合格し、しかも、その後に控えている司法試験に合格するためには法科大学院での教育課程を修了したレベルに到達することが必要です。

ただ、従来、法科大学院では学者、実務家教員により、様々な指導が行われており、「法科大学院を修了した」ということがどのようなレベルを指すか不明瞭でした。

しかし、2009年12月24日（2010年1月26日更新）、法科大学院コア・カリキュラムの第1次モデル案が、そして、2010年3月29日に第2次案が、文部科学省の推進する高度専門職業人養成教育推進プログラム法科大学院コア・カリキュラム調査研究グループより、公表され、法科大学院教育が達成すべき共通の到達目標をうかがい知ることができるようになりました。

そこで、「法律をみなさんにわかりやすくお伝えする」C-Bookもこれに応える内容とするべく、コア・カリキュラムに示されたテーマの記載を充実させております。

側注、対照表を活用し、予備試験、司法試験の合格を勝ち取ってください。

LEC予備試験サイト [http://www.lec-jp.com/yobi\\_shiken/](http://www.lec-jp.com/yobi_shiken/)

## 法科大学院を目指すみなさん、法科大学院在学中のみなさんへ

次頁に掲載した対照表は、法科大学院教育が達成すべき到達目標のミニマムスタンダードとして発表された法科大学院コア・カリキュラム第2次案とC-Bookの記載とを対応させたものです。法科大学院既修者入試も、法科大学院の教育もこの到達目標に掲げられた各論点の趣旨や要件の基本的な理解を前提に、具体的事案に対しあてはめをする能力が求められる内容となっていますが、C-Bookの該当箇所を理解すれば十分に対応することが可能です。学習の指針としてこの対照表を活用してください。

LEC法科大学院サイト <http://www.lec-jp.com/houka/>

LEC司法試験サイト <http://www.lec-jp.com/shinshihou/>

# 法科大学院コア・カリキュラムの対照表

<b>第1編 捜査</b>	
<b>第1章 任意捜査と強制捜査</b>	
<b>第1節 強制処分法定主義</b>	
○「強制処分法定主義」の法文上の根拠・その意義・趣旨	第3編 第3章 3-1-2 二
○「強制処分法定主義」と「令状主義」との関係・異同	第3編 第3章 3-1-2 二
<b>第2節 任意捜査と強制捜査の区別及びそれぞれの適法性の判断</b>	
<b>2-1任意捜査と強制捜査の区別</b>	
○任意捜査と強制捜査との区別の基準について（判例・学説）	第3編 第3章 3-1-2 一
○有形力の行使を伴う捜査手段と、それを伴わない捜査手段（例えば、写真撮影）それぞれにつき、上記の基準がどのように適用されるのか	
<b>2-2強制捜査の適法性の判断</b>	
○強制処分とされた捜査手段について、その適法性の判断	第3編 第3章 3-1-2 二
<b>2-3任意捜査の適法性の判断</b>	
○任意処分とされた捜査手段について、その適法性判断の判例の枠組み	第3編 第3章 3-2-1 二
○有形力の行使を伴う捜査手段と、それを伴わない捜査手段それぞれにつき、基準がどのように適用されるのか	第3編 第3章 3-2-1 二
<b>第2章 捜査の端緒</b>	
<b>第1節 意義と種類</b>	
○捜査の端緒の意義と種類	第3編 第2章 2-1 一
<b>第2節 告訴・告発</b>	
○告訴・告発の意義、主体、期間、効果	第3編 第2章 2-2-2
<b>第3節 職務質問</b>	
○職務質問の法的根拠と法的性格	第3編 第2章 2-3-1 一
○職務質問の要件	第3編 第2章 2-3-1
○職務質問のために対象者を停止させる行為の限界（判例・主要な学説）	第3編 第2章 2-3-1 二
○職務質問のための任意同行の限界（判例・主要な学説）	第3編 第3章 3-2-2 一2
<b>第4節 所持品検査</b>	
○所持品検査の法的根拠と法的性格	第3編 第2章 2-3-2 一2
○所持品検査の限界（判例・主要な学説）	第3編 第2章 2-3-2 二
<b>第5節 自動車検問</b>	
○自動車検問の種類、それぞれの法的根拠及び法的性格	第3編 第2章 2-3-3 一
○自動車検問の際にとりうる措置（判例・主要な学説）	第3編 第2章 2-3-3 二
<b>第3章 被疑者の身体拘束</b>	
<b>第1節 身柄拘束処分と令状主義</b>	
○身体拘束処分に対する令状主義の原則の趣旨	第3編 第4章 1-1 三
○現行犯逮捕が無令状で許される趣旨	第3編 第4章 1-2-3 一2
○緊急逮捕制度の合憲性についての主要な学説	第3編 第4章 1-2-4 二
<b>第2節 逮捕</b>	
<b>2-1逮捕の種類</b>	
○逮捕の種類とそれぞれの異同	第3編 第4章 1-2-1 二
<b>2-2通常逮捕</b>	
○通常逮捕の要件と手続	第3編 第4章 1-2-2 二
<b>2-3現行犯逮捕</b>	
○現行犯及び準現行犯の意義	第3編 第4章 1-2-3 一1
○現行犯逮捕の要件	第3編 第4章 1-2-3 二
<b>2-4緊急逮捕</b>	
○緊急逮捕の要件と手続	第3編 第4章 1-2-4 三
<b>2-5逮捕後の手続</b>	
○被疑者が逮捕された後の手続の流れ（被疑事実の要旨の告知、弁護人選任権の告知、弁解録取、留置の必要性の判断、国選弁護人選任に関する教示、身柄送致手続、拘束制限時間等）	
<b>第3節 勾留</b>	

<b>3-1実体的要件</b>	
○勾留の実体的要件（勾留の理由と必要性）	第3編 第4章 1-3-2 一
<b>3-2勾留の手続</b>	
○勾留の手続（勾留質問、勾留請求権者、勾留状、勾留請求の時間制限等）	第3編 第4章 1-3-2 二
<b>3-3勾留の期間</b>	
○勾留期間とその延長	第3編 第4章 1-3-2 三
<b>3-4勾留の場所</b>	
○被疑者勾留の場所（「刑事収容施設関連法規」も含む）	第3編 第4章 1-3-2 四
<b>3-5勾留に対する不服申立等</b>	
○取消請求、準抗告、勾留理由開示請求、被勾留者の権利	第3編 第4章 1-5-2 一
<b>3-6被告人の勾留</b>	
○被疑者の勾留・被告人の勾留の異同	第3編 第4章 1-3-3
<b>第4節 逮捕・勾留に関する諸問題</b>	
<b>4-1逮捕前置主義</b>	
○逮捕前置主義の条文上の根拠	第3編 第4章 1-4-2 一-2
○逮捕後に被疑事実が変動した場合の処理	第3編 第4章 1-4-2 二
○逮捕手続に違法があった場合の、引き続き勾留請求の可否及び勾留の効力	第3編 第4章 1-4-2 四
<b>4-2身柄拘束処分の効力が及ぶ範囲</b>	
○事件単位原則の意義と趣旨	第3編 第4章 1-4-1 一
<b>4-3一罪一逮捕一勾留の原則</b>	
○一罪一逮捕一勾留の原則の意義	第3編 第4章 1-4-3 一-2
○一罪一逮捕一勾留の原則の例外	第3編 第4章 1-4-3 三
<b>4-4別件逮捕・勾留と余罪の取調べ</b>	
○別件逮捕・勾留の意味と問題点	第3編 第4章 1-4-4 一
○別件逮捕・勾留の問題と身柄拘束中の余罪取調べの可否の問題との関係	第3編 第4章 3-2-3 一-2
○違法な別件逮捕・勾留又は違法な余罪取調べがあった場合の法的効果	第3編 第4章 1-4-4 三
<b>第4章 供述証拠の収集・保全</b>	
<b>第1節 被疑者の取調べ</b>	
<b>1-1取調べの手続</b>	
○被疑者取調べの根拠と法的規制の方法（証拠法に関わるものを含む）	第3編 第4章 3-2-1 一
○供述拒否権の条文上の根拠、意義、供述を拒否できる事項及びその告知の趣旨	
○供述録取書の作成手続	
○取調べの適正を確保するための方策（取調べ状況報告書の作成、取調べに関する監督の強化、取調べの録音・録画の実施等）	
<b>1-2任意同行</b>	
○任意同行の限界とその判例	第3編 第3章 3-2-2 一-3
<b>1-3任意出頭・同行後の取調べ</b>	
○任意出頭・同行後の取調べの限界（判例・主要な学説）	第3編 第3章 3-2-2 二
<b>1-4逮捕・勾留中の取調べ</b>	
<b>1-4-1取調べ受忍義務の有無</b>	
○取調べ受忍義務の肯定説・否定説それぞれの根拠	第3編 第4章 3-2-2 一
<b>1-4-2余罪取調べの限界</b>	
○余罪取調べの限界（主要な学説）	第3編 第4章 3-2-3 二
<b>第2節 参考人の取調べ</b>	
○被疑者以外の者に対する取調べの手続	第3編 第4章 3-4 一-2
○被疑者以外の者に対する第一回公判期日前の証人尋問の要件・手続	第3編 第4章 3-4 二
<b>第5章 搜索・押収</b>	
<b>第1節 意義</b>	

○「押収」が持つ複数の意味	第3編 第4章 2-1 一
○領置	第3編 第4章 2-2-6
<b>第2節 搜索・押収と令状主義</b>	
○令状主義の意味と憲法35条	第3編 第4章 2-1 二
○憲法上及び刑法上、搜索・押収が無令状で許される場合とその実質的根拠	第3編 第4章 2-2-3 一
<b>第3節 搜索・差押えの対象</b>	
○搜索すべき場所及び搜索の目的物	
○差押えの対象	第3編 第4章 2-2-1 一
<b>第4節 令状による搜索・差押え</b>	
<b>4-1 実体的要件</b>	
○搜索と差押えの実体的要件（理由と必要性）	第3編 第4章 2-2-2 二
○報道機関に対する搜索・差押えの要件（判例の立場）	第3編 第4章 2-2-1 二3
<b>4-2 搜索差押令状</b>	
○搜索差押令状の請求手続	第3編 第4章 2-1 二2
○搜索差押令状において、搜索場所と差押目的物の特定が要求されている趣旨	第3編 第4章 2-2-2 二1(1)
○搜索場所の特定	第3編 第4章 2-2-2 二1(2)
○差押目的物の特定（判例の立場）	第3編 第4章 2-2-2 二2
<b>4-3 搜索・差押えの実施</b>	
○搜索・差押えを実施する際の手続	第3編 第4章 2-2-2 三
○搜索・差押えの実施にあたって、令状の事前呈示が要求される趣旨と、その例外が認められる根拠（判例・主要な学説）	第3編 第4章 2-2-2 四
○搜索・差押えの実施に「必要な処分」の内容	第3編 第4章 2-2-2 五
<b>4-4 搜索・差押えの範囲</b>	
○場所に対する搜索差押令状で、そこにいる人の身体及び所持品を搜索することが、いかなる根拠により、どの範囲で許されるか	第3編 第4章 2-2-2 六2
○令状記載の差押目的物に該当するか否かがいかなる基準によって判断されるのか	第3編 第4章 2-2-2 六1
○電磁的記録媒体を対象として搜索・差押えを行う場合に生じうる問題（記録内容を確認することなく行う差押えの可否など）	第3編 第4章 2-2-2 七
<b>第5節 令状によらない搜索・差押え</b>	
<b>5-1 逮捕に伴う搜索・差押えの実質的根拠</b>	
○逮捕に伴う搜索・差押えが無令状で許される理由についての主要な学説	第3編 第4章 2-2-3 一
<b>5-2 逮捕に伴う搜索・差押えの対象物</b>	
○逮捕に伴う搜索・差押えの対象物	第3編 第4章 2-2-3 四
<b>5-3 逮捕に伴う搜索・差押えの範囲</b>	
○「逮捕の現場」での搜索の対象となる場所の範囲（判例・主要な学説）	第3編 第4章 2-2-3 三1
○被逮捕者の身体・所持品の搜索を実施できる場所（判例・主要な学説）	第3編 第4章 2-2-3 三2
○逮捕に伴う搜索・差押えが許される時間的範囲（判例・主要な学説）	第3編 第4章 2-2-3 二
<b>第6章 検証・鑑定・体液の採取</b>	
<b>第1節 検証</b>	
<b>1-1 意義</b>	
○検証の意義及び実況見分との差異	第3編 第4章 2-3-1 一
<b>1-2 身体検査</b>	
○身体検査に関する特別な規律の内容とその根拠	第3編 第4章 2-3-3 三
○身体の搜索と身体検査の差異	第3編 第4章 2-3-3 二
<b>第2節 鑑定</b>	
○鑑定の意義・処分	第3編 第4章 2-3-2 一
○裁判所が命じる鑑定と捜査機関の囑託による鑑定の手続上の差	第3編 第4章 2-3-2 二

異	
<b>第3節 体液の採取</b>	
<b>3-1 強制採尿</b>	
<b>3-1-1 許容性</b>	
○強制採尿の許容性 (判例・学説)	第3編 第4章 2-4-1 二
<b>3-1-2 実体的要件</b>	
○強制採尿が認められる実体的要件	第3編 第4章 2-4-1 二
<b>3-1-3 令状の形式</b>	
○強制採尿のための令状の形式 (判例・主要な学説)	第3編 第4章 2-4-1 三
<b>3-1-4 採尿のための連行</b>	
○強制採尿のための連行 (判例・主要な学説)	第3編 第4章 2-4-1 四
<b>3-3 強制採血</b>	
○強制採血に必要な令状・強制採尿との異同	第3編 第4章 2-4-2 一
<b>第7章 その他の捜査手段</b>	
<b>第1節 写真撮影・ビデオ撮影</b>	
○捜査手段としての写真の法的性質 (任意手段か強制手段か) 及び要件 (判例・主要な学説)	第3編 第4章 2-4-4 一
○捜査手段としてのビデオ撮影の法的性質 (任意手段か強制手段か) 及び要件 (判例・主要な学説)	第3編 第4章 2-4-4 二
<b>第2節 通信・会話の傍受</b>	
<b>2-1 通信・会話の傍受の合憲性</b>	
○通信・会話の傍受の合憲性 (判例・主要な学説)	
<b>2-2 通信・会話の傍受の法的性質</b>	
○通信・会話の傍受の法的性質 (判例・主要な学説)	第3編 第4章 2-4-5 二
<b>2-3 通信傍受法</b>	
○通信傍受法の法的規律の趣旨・目的と令状主義及び強制処分法定主義の意義との関係	第3編 第4章 2-4-5 二3
<b>第3節 会話の一方当事者による秘密録音</b>	
○会話の一方当事者による秘密録音の法的性質及び要件 (主要な学説)	第3編 第4章 2-4-5 三
<b>第4節 おとり捜査</b>	
○おとり捜査の意義 (判例・主要な学説)	第3編 第3章 3-2-3 一
○おとり捜査の適否の判断基準 (主要な学説)	第3編 第3章 3-2-3 二
○違法なおとり捜査の訴訟法上の効果 (主要な学説)	第3編 第3章 3-2-3 三
<b>第8章 被疑者の権利</b>	
<b>第1節 黙秘権 (自己負罪拒否特権)</b>	
<b>1-1 権利保障の趣旨</b>	
○黙秘権の条文上の根拠と保障の趣旨	第3編 第5章 2-1 一3
<b>1-2 権利保障の対象</b>	
○黙秘権の及ぶ事項 (自己に不利益な事実の意義) と被疑者 (被告人) の供述拒否権との相違	第3編 第5章 2-2-1
○刑事手続以外の手続における黙秘権の保障の有無	第3編 第5章 2-2-4
○黙秘権の及ぶ行為 (「供述」の意義、「供述」以外の行為等の取扱い)	第3編 第5章 2-2-2
<b>1-3 権利保障の効果</b>	
○権利保障の効果 (供述義務賦課の禁止、権利を侵害して得られた証拠の利用禁止、不利益推認の禁止等)	第3編 第5章 2-3 一
<b>1-4 刑事免責</b>	
○刑事免責制度の意義及び同制度と憲法との関係と判例	第3編 第5章 2-2-1 二
<b>第2節 弁護人の援助を受ける権利</b>	
<b>2-1 弁護人の選任</b>	
○弁護人選任権の憲法上及び刑事訴訟法上の根拠	第3編 第5章 5-1 一
<b>2-2 被疑者国選弁護</b>	
○被疑者国選弁護制度の仕組み (要件及び手続)	第2編 第4章 4-1-2 二2
<b>2-3 接見交通権</b>	

2-3-1 意義 ○接見交通権の刑事訴訟法上の根拠、内容、保障の趣旨、憲法上の権利との関係、判例	第3編 第5章 5-2-1
2-3-2 接見指定	
2-3-2-1 接見指定の要件 ○接見指定の要件 ○「捜査のため必要があるとき」(39条3項)の意義(判例・主要な学説)	第3編 第5章 5-2-2 一 第3編 第5章 5-2-2 一
2-3-2-2 接見指定のための措置 ○弁護士からの接見の申出に対し接見指定をする場合の捜査機関の採るべき措置・判例 ○初回接見に対して接見指定をするに当たり、捜査機関が考慮すべき事項・判例	第3編 第5章 5-2-2 五 第3編 第5章 5-2-2 二
2-3-2-3 接見指定の合憲性 ○39条3項の合憲性についての判例における考慮要因	第3編 第5章 5-2-2 一
2-3-2-4 起訴後の余罪捜査と接見指定 ○同一人について被告事件の勾留とその余罪である被疑事件の逮捕、勾留とが競合している場合における、余罪捜査の必要を理由とする接見指定の可否についての判例	第3編 第5章 5-2-2 四
2-3-3 弁護士以外の者との接見交通 ○弁護士以外の者との接見交通権と弁護士との接見交通権との相違(立会人の有無、接見禁止の可否)	第3編 第5章 5-2-1 一-3
第3節 証拠保全 ○証拠保全の意義、要件及び手続	第3編 第5章 4 一
第9章 違法捜査に対する救済	
第1節 総説 ○違法捜査に対して、刑事手続の内外で講じることのできる措置	第3編 第5章 6 一
第2節 準抗告 ○準抗告の意義・対象となる処分	第8編 第4章 4-4 一
第10章 捜査の終結	
第1節 警察における捜査の終結 ○警察における捜査が一応完了した場合の措置(検察官への事件送致) ○事件送致に関する例外的取扱い(微罪処分としての不送致等)	第3編 第7章 7-1 一-1 第3編 第7章 7-1 一-2
第2節 起訴後の捜査 ○被告人の取調べの可否(判例・主要な学説)	第3編 第7章 7-2

# CONTENTS

## 第1編 総説

<b>第1章 刑事訴訟法の意義</b>	<b>2</b>
一 意義	Bランク 2
二 刑法と刑事訴訟法	Bランク 2
三 憲法と刑事訴訟法	Bランク 3
<b>第2章 刑事訴訟法の目的</b>	<b>4</b>
一 はじめに	Aランク 4
二 実体的真実主義の意義	AAランク 4
三 人権の保障	Aランク 5
四 適正手続	Aランク 6
<b>第3章 刑事手続の流れ</b>	<b>7</b>
3-1 手続を支える制度と原則	7
一 訴訟の構造に関する原理	Aランク 7
二 刑事手続の各段階における制度と原理	Aランク 9
3-2 手続のアウトライン	10

## 第2編 訴訟の主体

<b>第1章 裁判所・裁判官・裁判員</b>	<b>14</b>
1-1 裁判所	14
一 裁判所の組織	Bランク 14
二 裁判所の管轄	Bランク 15
1-2 裁判官	17
一 裁判官の種類	Bランク 17
二 裁判官の除斥・忌避・回避	Bランク 18
1-3 裁判員	20
一 はじめに	Bランク 20
二 裁判員制度の意義	Bランク 20
三 内容	Bランク 20
論文式試験の過去問を解いてみよう～旧司昭和49年度第1問～	22
<b>第2章 検察官・司法警察職員</b>	<b>24</b>
2-1 検察官	24
一 はじめに	Bランク 24
二 組織	Bランク 24
三 権限	Bランク 25

四 客観義務	Bランク	25
2-2 司法警察職員		27
一 司法警察職員	Bランク	28
二 検察官と司法警察職員の関係	Bランク	28
論文式試験の過去問を解いてみよう～旧司平成6年度第1問～		30

### 第3章 被疑者・被告人 32

3-1 被疑者		32
一 はじめに	Bランク	32
二 被疑者の地位	Aランク	32
3-2 被告人		33
一 はじめに	Bランク	33
二 被告人の地位	Aランク	33
三 被告人の当事者能力・訴訟能力	Bランク	34
3-3 外国人被疑者・被告人の保護に関する問題		35
一 外国人被疑者に対する権利の告知	Bランク	35
二 外国人被疑者の取調べ	Aランク	37
三 外国人からの証拠物の押収	Bランク	38
四 起訴状謄本の送達と翻訳文の添付	Aランク	39
五 公判廷における法廷通訳	Aランク	40
制度のまとめ講座		43

### 第4章 弁護士・補佐人 44

4-1 弁護士		44
4-1-1 総説	Bランク	44
4-1-2 弁護人の選任		45
一 私選弁護	Bランク	47
二 国選弁護	Bランク	47
4-1-3 弁護人の任務・権限		51
一 任務	Bランク	51
二 権限	Bランク	52
4-2 補佐人	Bランク	54
論文式試験の過去問を解いてみよう～旧司平成8年度第1問～		55

### 第5章 犯罪の被害者 57

5-1 総説		57
・ はじめに	Aランク	57
5-2 被害者の刑事手続上の地位		59
一 捜査段階	Bランク	60
二 公訴段階	Bランク	61
三 公判段階	Bランク	61
短答式試験の過去問を解いてみよう		71

<b>第1章 捜査総説</b>	<b>74</b>
一 はじめに	Aランク 74
二 手続の流れ	Aランク 76
三 捜査の原則	Aランク 76
四 国際犯罪と捜査	Bランク 79
五 国際刑事裁判所 (ICC)	Bランク 80
<b>第2章 捜査のはじまり</b>	<b>81</b>
2-1 総説	81
一 意義	Bランク 81
二 類型	Bランク 81
2-2 刑事訴訟法に規定のある捜査の端緒	83
2-2-1 検視	83
一 意義	Bランク 83
二 手続	Bランク 83
2-2-2 告訴・告発・請求	84
一 告訴 (230以下)	Bランク 85
二 告発 (239)	Bランク 87
三 請求 (237Ⅲ、238(監))	Bランク 87
2-2-3 自首	Bランク 88
2-2-4 現行犯逮捕	Bランク 88
2-3 刑事訴訟法に規定のない捜査の端緒	89
2-3-1 職務質問	89
一 はじめに	Aランク 89
二 有形力の行使の限度	Aランク 91
2-3-2 職務質問に伴う所持品検査	96
一 はじめに	Aランク 96
二 適法性・限界	Aランク 97
2-3-3 自動車検問	102
一 はじめに	Bランク 102
二 無差別・一斉検問の適法性	Bランク 103
論文式試験の過去問を解いてみよう～旧司平成元年度第1問～	106
<b>第3章 任意捜査と強制捜査</b>	<b>108</b>
3-1 任意捜査と強制捜査	108
3-1-1 総説	108
一 意義	Aランク 108
二 任意処分と強制処分の区別の必要性	Aランク 108
三 問題点	Bランク 109
3-1-2 任意処分と強制処分の区別	109
一 強制処分の意義	A Aランク 109

二	新しい強制処分と強制処分法定主義	Aランク	112
3-2	任意捜査の規制		114
3-2-1	任意捜査の限界		114
一	はじめに	Aランク	114
二	任意捜査における有形力の行使	AAランク	115
三	承諾・同意のある場合	Bランク	116
3-2-2	任意同行・任意の取調べ		117
一	任意同行	Aランク	117
二	任意の取調べ	Aランク	121
3-2-3	おとり捜査		125
一	はじめに	Aランク	125
二	適法性・限界	Aランク	126
三	おとり捜査が違法と判断された場合の効果	Aランク	129
四	コントロールド・デリバリー	Bランク	131
	論文式試験の過去問を解いてみよう～旧司平成4年度第1問～		133
	短答式試験の過去問を解いてみよう～平成19年度第21問～		135

## 第4章 捜査の実行

138

1	被疑者の身柄保全		138
1-1	総説		138
一	はじめに	Bランク	138
二	被疑者の身柄保全手続	Bランク	139
三	令状主義との関係	Bランク	139
1-2	逮捕		141
1-2-1	総説		141
一	意義	Aランク	141
二	種類	Aランク	141
1-2-2	通常逮捕		142
一	はじめに	Bランク	143
二	通常逮捕の要件	Bランク	143
三	通常逮捕の手続	Bランク	145
四	逮捕に際しての実力行使	Bランク	147
五	逮捕された被疑者に対する捜査処分	Bランク	148
1-2-3	現行犯逮捕		148
一	はじめに	Bランク	149
二	現行犯逮捕の要件	Bランク	149
三	現行犯逮捕の手続	Bランク	152
四	準現行犯	Bランク	152
1-2-4	緊急逮捕		154
一	はじめに	Bランク	154
二	緊急逮捕の合憲性	Bランク	155
三	緊急逮捕の要件	Bランク	156
四	緊急逮捕の手続	Bランク	157

1-3 勾留	158
1-3-1 総説	158
一 意義	Aランク 158
二 目的	Aランク 158
1-3-2 被疑者勾留	159
一 勾留の要件	Bランク 160
二 勾留の手続の流れ	Bランク 161
三 勾留期間	Bランク 162
四 勾留の場所	Aランク 163
1-3-3 被疑者勾留と被告人勾留の相違	Aランク 164
1-3-4 逮捕と被疑者勾留の相違	Bランク 165
1-4 逮捕・勾留をめぐるその他の問題	167
1-4-1 逮捕・勾留の効力の及ぶ範囲	167
一 事件単位の原則	Aランク 167
二 事件単位説における「事件」の範囲	Bランク 168
三 余罪捜査の必要を理由とした勾留延長の可否	Bランク 168
1-4-2 逮捕前置主義	169
一 はじめに	Aランク 169
二 逮捕事実と異なる事実に基づく勾留請求の可否	Bランク 170
三 付加してなされた勾留請求の可否	Bランク 171
四 違法逮捕に基づく勾留請求	Bランク 173
1-4-3 逮捕・勾留の一回性の原則	175
一 はじめに	Aランク 175
二 一罪一逮捕・一勾留の原則	Bランク 176
三 再逮捕・再勾留の禁止の原則の例外	Bランク 179
四 再逮捕・再勾留の禁止の原則の例外が認められる要件	Bランク 180
1-4-4 別件逮捕・勾留	184
一 別件逮捕・勾留の意義	Aランク 184
二 別件逮捕・勾留の適法性	AAランク 185
三 別件逮捕・勾留が違法とされた場合の効果	Bランク 191
四 別件逮捕・勾留に対する司法的抑制	Bランク 191
1-5 逮捕・勾留に対する被疑者の防御	192
1-5-1 逮捕に対する被疑者の防御	192
一 はじめに	Bランク 192
二 逮捕に対する準抗告の可否	Bランク 192
1-5-2 勾留に対する被疑者の防御	193
一 はじめに	Aランク 194
二 勾留理由開示制度	Bランク 194
三 勾留の取消し	Bランク 195
四 勾留の執行停止	Bランク 195
五 勾留に対する準抗告	Bランク 195
六 外部交通	Bランク 196
制度のまとめ講座	197

論文式試験の過去問を解いてみよう～旧司平成9年度第1問～	198
論文式試験の過去問を解いてみよう～旧司平成11年度第1問～	200
<b>2 物的証拠の収集・保全</b>	<b>202</b>
<b>2-1 総説</b>	<b>202</b>
一 はじめに	Aランク 202
二 令状主義との関係	Aランク 203
<b>2-2 捜索・押収</b>	<b>205</b>
<b>2-2-1 総説</b>	<b>205</b>
一 差押えの対象	Bランク 205
二 押収拒絶権	Bランク 206
三 捜索	Bランク 207
<b>2-2-2 令状による捜索・差押え</b>	<b>207</b>
一 はじめに	Bランク 209
二 令状による捜索・差押えの要件	Aランク 209
三 捜索・差押えの手続	Aランク 214
四 令状の事前呈示	Aランク 215
五 令状の執行と「必要な処分」	Aランク 215
六 令状による差押えの範囲	Aランク 217
七 コンピュータと差押え	Bランク 222
八 令状による捜索・差押えと写真撮影	Bランク 225
<b>2-2-3 逮捕に伴う捜索・差押え</b>	<b>226</b>
一 はじめに	Aランク 227
二 時間的限界	Aランク 229
三 場所的限界	Aランク 231
四 物的限界	Aランク 235
<b>2-2-4 緊急捜索・差押えと別件捜索・差押え</b>	<b>237</b>
一 はじめに	Bランク 237
二 緊急捜索・差押え	Bランク 238
三 別件捜索・差押え	Bランク 239
<b>2-2-5 承諾捜索</b>	<b>Bランク 240</b>
<b>2-2-6 領置</b>	<b>Bランク 242</b>
<b>2-3 検証・鑑定</b>	<b>244</b>
<b>2-3-1 検証</b>	<b>244</b>
一 はじめに	Bランク 245
二 令状による検証	Bランク 245
三 令状によらない検証	Bランク 245
四 実況見分	Bランク 245
<b>2-3-2 鑑定</b>	<b>246</b>
一 はじめに	Bランク 247
二 鑑定処分	Bランク 247
三 鑑定留置	Bランク 247
<b>2-3-3 身体検査</b>	<b>247</b>
一 はじめに	Bランク 248

二	身体の搜索	Bランク	248
三	検証としての身体検査	Bランク	248
四	鑑定としての身体検査	Bランク	249
五	3種類の身体検査の関係	Bランク	250
<b>2-4</b>	<b>物的証拠の収集・保全をめぐるその他の問題</b>		<b>251</b>
<b>2-4-1</b>	<b>強制採尿</b>		<b>251</b>
一	はじめに	Bランク	251
二	強制採尿の可否	Aランク	252
三	強制採尿に必要な令状の種類	Aランク	253
四	強制連行の可否	Aランク	255
<b>2-4-2</b>	<b>血液の採取</b>		<b>257</b>
一	はじめに	Aランク	257
二	強制採血に必要な令状の種類	Aランク	257
三	無令状採血の可否	Aランク	258
<b>2-4-3</b>	<b>呼気の採取</b>	Bランク	<b>260</b>
<b>2-4-4</b>	<b>写真・ビデオの撮影</b>		<b>260</b>
一	写真撮影の適法性	Aランク	261
二	ビデオ撮影の適法性	Aランク	264
<b>2-4-5</b>	<b>通信傍受（盗聴）</b>		<b>266</b>
一	はじめに	Bランク	266
二	通信傍受（盗聴、第三者盗聴）について	Bランク	267
三	同意のある場合（同意盗聴、当事者録音）	Bランク	270
<b>2-5</b>	<b>物的証拠の収集・保全と被疑者の防御</b>		<b>272</b>
一	はじめに	Bランク	272
二	搜索・差押え時の防御	Bランク	272
三	事後の防御	Bランク	273
	制度のまとめ講座		274
	論文式試験の過去問を解いてみよう～旧司平成12年度第1問～		275
	論文式試験の過去問を解いてみよう～旧司平成13年度第1問～		277
	論文式試験の過去問を解いてみよう～予備試験平成23年度～		279
<b>3</b>	<b>供述証拠の収集・保全</b>		<b>281</b>
<b>3-1</b>	<b>総説</b>	Bランク	<b>281</b>
<b>3-2</b>	<b>被疑者の取調べ</b>		<b>282</b>
<b>3-2-1</b>	<b>総説</b>		<b>282</b>
一	はじめに	Bランク	282
二	被疑者取調べが問題となる場面	Bランク	283
<b>3-2-2</b>	<b>身柄拘束中の被疑者に対する取調べ</b>		<b>284</b>
一	取調受忍義務の有無	Aランク	285
二	被疑者取調べの法的性質	Aランク	286
<b>3-2-3</b>	<b>身柄拘束中の被疑者に対する余罪取調べ</b>		<b>288</b>
一	はじめに	AAランク	289
二	身柄拘束中の被疑者に対する余罪取調べの可否・限界	AAランク	289
<b>3-3</b>	<b>被告人の取調べ</b>		<b>295</b>

一	はじめに	Aランク	295
二	被告人に対する取調べの可否	Aランク	296
三	被告人に対する余罪取調べ	Aランク	297
<b>3-4</b>	<b>第三者の取調べ</b>		<b>300</b>
一	参考人の取調べ	Bランク	301
二	証人尋問	Bランク	301
<b>3-5</b>	<b>取調べに対する被疑者の防御</b>		<b>303</b>
一	はじめに	Bランク	303
二	外国人の取調べ	Bランク	303
	制度のまとめ講座		304
	論文式試験の過去問を解いてみよう～旧司平成3年度第1問～		305
	短答式試験の過去問を解いてみよう～平成18年度第23問～		307
	短答式試験の過去問を解いてみよう		308

## 第5章 捜査における被疑者の防御 309

<b>1</b>	<b>総説</b>		<b>309</b>
一	はじめに	Aランク	309
二	被疑者の防御の種類	Aランク	310
<b>2</b>	<b>黙秘権</b>		<b>311</b>
<b>2-1</b>	<b>総説</b>		<b>311</b>
一	はじめに	Aランク	312
二	憲法と刑事訴訟法の関係	Bランク	313
三	自白法則との関係	Bランク	313
<b>2-2</b>	<b>黙秘権の内容</b>		<b>314</b>
<b>2-2-1</b>	<b>黙秘し得る事項</b>		<b>314</b>
一	氏名に黙秘権は及ぶか	Bランク	314
二	刑事免責が黙秘権を侵害しないか	Bランク	316
<b>2-2-2</b>	<b>供述に限られるか</b>		<b>317</b>
一	はじめに	Aランク	317
二	ポリグラフ検査	Aランク	317
三	麻酔分析	Bランク	318
<b>2-2-3</b>	<b>被疑者の黙秘権の担保</b>		<b>319</b>
一	黙秘権の告知	Bランク	319
二	弁護人との接見交通権	Bランク	320
三	取調べの適正化	Bランク	320
<b>2-2-4</b>	<b>行政取締目的のための記帳・報告義務が黙秘権を侵害するか</b>		<b>322</b>
一	行政手続に黙秘権の保障は及ぶか	Bランク	322
二	麻薬取扱者に記帳義務を課すことは 黙秘権を侵害しないか	Bランク	322
三	交通事故の報告義務が黙秘権を侵害しないか	Bランク	323
四	医師法上の異常死体等届出義務は黙秘権を侵害しないか .....	Bランク	324
<b>2-3</b>	<b>黙秘権の効果</b>		<b>326</b>
一	はじめに	Bランク	326

二	不利益推認の禁止	Bランク	326
三	黙秘権の効果に関するその他の問題点	Bランク	327
四	黙秘権の放棄	Bランク	328
<b>3</b>	<b>積極的に捜査処分を争う権利</b>		<b>329</b>
一	はじめに	Bランク	329
二	身柄解放の請求権	Bランク	329
三	証拠収集に対する防御	Bランク	329
<b>4</b>	<b>自らの証拠を収集・保全する権利</b>		<b>330</b>
一	証拠保全	Bランク	330
二	証拠開示	Bランク	331
<b>5</b>	<b>弁護人依頼権</b>		<b>332</b>
5-1	総説		332
一	はじめに	Bランク	333
二	弁護人選任権の告知	Bランク	334
三	弁護人選任方法	Bランク	334
四	弁護の機能	Bランク	335
5-2	接見交通権		336
5-2-1	総説		336
一	はじめに	Aランク	336
二	任意取調べ中の被疑者と弁護人との面会の自由	Aランク	339
三	弁護人の接見内容のメモ・録音の自由	Bランク	341
5-2-2	接見交通の指定		342
一	「捜査のため必要があるとき」の解釈 (39Ⅲ)	Aランク	343
二	捜査の必要と防御権の利益衡量 (39Ⅲ但)	Aランク	345
三	面会接見	Aランク	347
四	余罪捜査を理由とする接見指定の可否	Aランク	348
五	指定の方式・内容	Aランク	350
<b>6</b>	<b>違法捜査に対する救済</b>		<b>357</b>
一	はじめに	Aランク	357
二	刑事手続内の救済	Aランク	358
三	刑事手続外の救済	Bランク	358
	制度のまとめ講座		359
	論文式試験の過去問を解いてみよう～旧司平成7年度第2問～		360
	論文式試験の過去問を解いてみよう～旧司昭和63年度第1問～		362

## **第6章 捜査の構造** **364**

一	はじめに	Bランク	364
二	弾劾的捜査観と糾問的捜査観	Bランク	364

## **第7章 捜査の終わり** **367**

7-1	捜査から公訴へ		367
一	警察捜査の終結	Bランク	367
二	検察捜査の終結	Bランク	368
7-2	起訴後の捜査		369

一 はじめに	Bランク	369
二 起訴後の任意捜査	Bランク	369
三 起訴後の強制捜査	Bランク	369
制度のまとめ講座		370
短答式試験の過去問を解いてみよう～平成19年度第25問～		371

## 論証カード

# 第 1 編

## 総 説

第1編 総 説

第2編 訴 訟 の 主 体

第3編 捜 査

第4編 公 訴

第5編 公 判 手 続

第6編 証 拠

第7編 公 判 の 裁 判

第8編 上 訴

第9編 非 常 手 続

第10編 裁 判 の 執 行

- 1 刑事訴訟法の意義
- 2 刑事訴訟法の目的
- 3 刑事手続の流れ

刑事訴訟法は、実体法たる刑法を実現する手続法であり、また、憲法の規定する人権保障を実現するための法でもあります。これから刑事訴訟法を学ぶにあたって、刑事訴訟法とはどのような特徴を持った法なのか、押さえておくことが重要です。

まず最初は、刑事訴訟法の意義として、冒頭に述べた刑法・憲法との関係を具体的にみていきます。次に、刑事訴訟法の目的について学びます。これは、以後のあらゆる議論の基礎となります。さらに、刑事手続の流れについて概観します。刑事訴訟法は大きく捜査と公判に分かれることが、民事訴訟法とは異なる特徴です。

# 1 刑事訴訟法の意義

## 目次

- 一 意義
- 二 刑法と刑事訴訟法
- 三 憲法と刑事訴訟法

## 学習の指針

刑事訴訟法の意義は、手続法である刑事訴訟法を理解するうえで大切なところですが、もっとも、試験における出題可能性は低いので、一読しておけば十分でしょう。

### 一 意義

刑事訴訟法とは、**刑法を実現するための手続を定めた法律**、あるいは、**刑罰権の具体的実現を目的とする手続に関する法律**をいう。

犯罪を原因とし刑罰を科せられるべき事件のことを刑事事件という。民事上の紛争は当事者の間の話し合いで決着をつけることもできるが（私的自治の原則）、刑事事件については、**真実の発見と個人の人権を保障**することが要請されるので、**必ず刑事訴訟法に従って事件を解決することが必要**である（憲31）。こうして、刑事訴訟法は、刑法と並んで、刑罰法律関係を形成するための不可分かつ必然的な一部といえる。

B

#### 【刑法と刑事訴訟法の関係】

刑法

刑事訴訟法

刑罰権の具体的実現

B  
ランク

◀ 田宮・1頁  
田口・1頁

### 二 刑法と刑事訴訟法

犯罪と刑罰を規定する刑法は、刑事訴訟法によって実現される（憲31）。その意味で、刑法と刑事訴訟法は一体の関係である。

また、刑事訴訟法を刑罰法律関係を形成するための不可分かつ必然的な一部と考えることは、刑法は刑事訴訟の手続に依拠しなければ実現し得ない、犯罪が起きても犯人を直ちに処罰し得ない、ということの意味する。これは「**手続なければ実体なし**」といわれる。

かつては、刑法は犯罪の成立要件とその効果を規定・宣言するので実体刑法、訴訟法はその規範内容を実現する施行手続を司る部分なので、形式刑法と呼ばれた。そして、訴訟法は刑法の形式的部分、さもなくばせいぜいその「助法」にすぎないと考えられてきたのである（**実体法重視思想**）。

B  
ランク

◀ 田宮・1頁  
田口・2頁

しかし、今日では、上述のとおり、「刑法は訴訟法あつてのもの」といえる。それゆえ、刑事訴訟法は刑法から独立の意義をもった法律と解され、手続自体のもつ価値が重視されるに至っている（**手続法重視思想**）。

したがって、手続法固有の規範によって、実体法規範が変容を受ける場合がある。

- ex. ① 証拠収集手続に違法があれば、証拠としての許容性が認められず、証拠は法廷から排除され、その結果、犯罪を証明する証拠が存在となつて無罪となる場合がある ⇒II・305p以下
- ② 手続的理由から実体法にはない刑が言い渡される場合がある  
→被告人が控訴した事件については原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできないという不利益変更禁止の原則（402）の結果、たとえば原判決が窃盗を認定して懲役1年を言い渡した場合に、控訴審が強盗を認定しても1年を超える刑の言渡しはできない

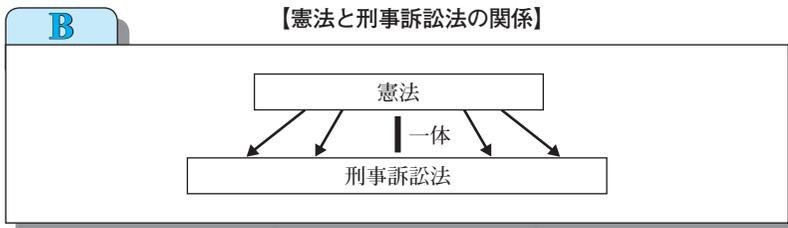
### 三 憲法と刑事訴訟法

日本国憲法は、他に例をみないほどの詳細な刑事手続上の人権規定をもっている。そして、それは旧憲法のような法律の留保を排した、憲法自体の基本法的要求である。さらに、それは裁判所の違憲審査制に支えられている。これらの理由等により、刑事訴訟法は、最高法規たる憲法規範に従つて解釈・運用される必要がある。この意味で憲法と刑事訴訟法とは一体であるといえる。

また、憲法上の要請である人権保障を重視した刑事訴訟法は「**憲法的刑事訴訟法**」とも呼ばれている。

**B**  
ランク

◀ 田宮・4頁  
田口・3頁



## 1 条【刑事訴訟法の目的】

この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と**個人の基本的  
人権の保障**とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、**刑罰法令を  
適正且つ迅速に適用実現**することを目的とする。

## 目次

- 一 はじめに
- 二 実体的真実の意義
- 三 人権の保障
- 四 適正手続

## 学習の指針

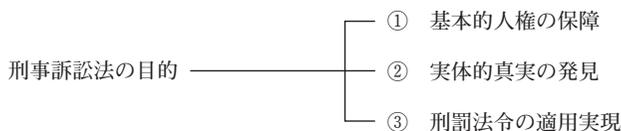
刑事訴訟法の目的は、刑事訴訟法全体を貫く原理ですから、しっかり理解しておく必要があります。実体的真実主義、人権の保障、適正手続について、おさえておきましょう。

## 一 はじめに

刑事訴訟法1条は、「この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする」と規定する。すなわち、ここでは、主に①**基本的人権の保障**、②**事案の真相の究明（実体的真実の発見）**、③**刑罰法令の適用実現**とが、刑事訴訟法によって実現されるべき目的として謳われている。

A

## 【刑事訴訟法の目的】



## 二 実体的真実主義の意義

実体的真実主義には、積極的実体的真実主義と消極的実体的真実主義がある。

まず、**積極的実体的真実主義**は、**犯罪は必ず発見して処罰遺漏がないようにしようとするもの**である（積極的な処罰確保の理念）。

これに対して、**消極的実体的真実主義**とは、**罪のないものを処罰することがないようにしようとするもの**である（消極的な処罰阻止の理念）。

## 条文一〇メモ

刑事訴訟法全体において、本条の定める適正手続と真実発見との調和が問題となる。

【旧司昭和31年度第1問】

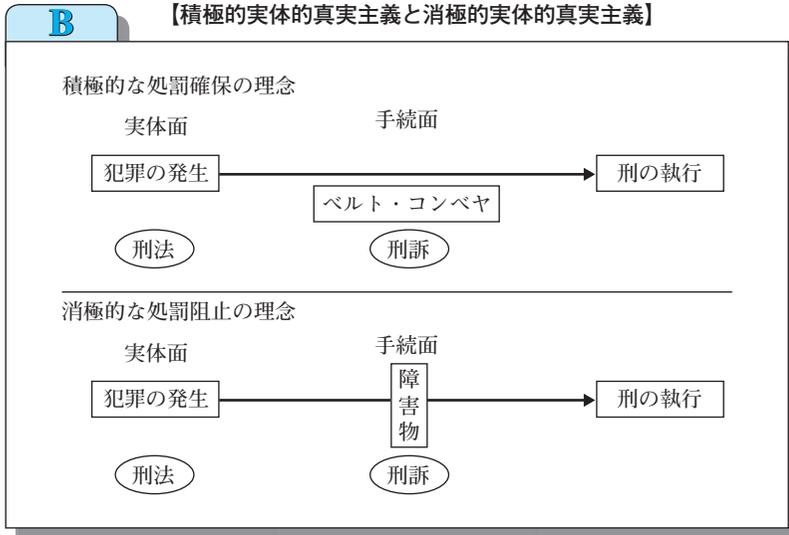


◀ 田宮・3頁  
田口・17頁



◀ 田宮・3頁  
田口・17頁

消極的実体的真実主義によると、罪のない者が誤って処罰されるようなことのない、人権を尊重した手続が要請される。



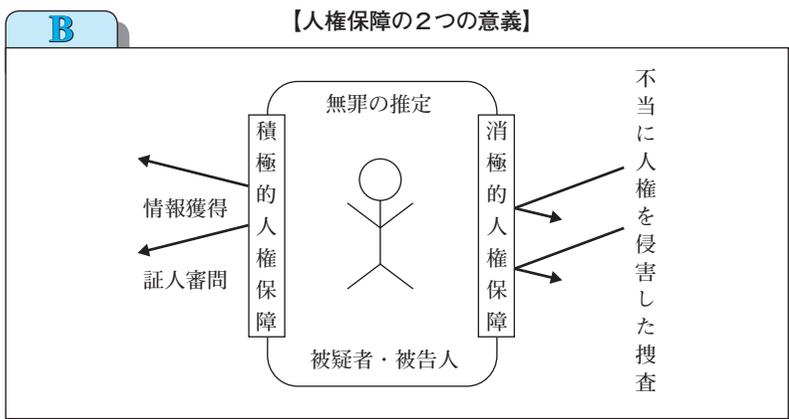
### 三 人権の保障

捜査段階の被疑者も、公判段階の被告人も、未だ犯罪者と確定されたわけではない。「刑事上の罪に問われているすべての者は、法律に基づいて有罪とされるまでは**無罪と推定**される権利を有する」。

このような被疑者・被告人に対して、憲法31条以下は、刑事手続における人権保障規範を詳細に規定した。このことから、刑事訴訟法の重要な目的として人権保障の実現があげられることが理解できる。

人権保障にも、①国家から不当な侵害を受けない権利を保障する**消極的な人権保障**と、②自己の刑事事件に関する手続に自ら関与し、自己を主張する権利を保障する**積極的な人権保障**とがある。

①の例としては、憲法の保障する**令状主義**（憲33、35）、**弁護人依頼権**（憲34、37Ⅲ）、**自己負罪拒否特権**（憲38Ⅰ）などがあり、②の例としては、各種の情報獲得権、**証人審問権**（憲37Ⅱ）などがある。

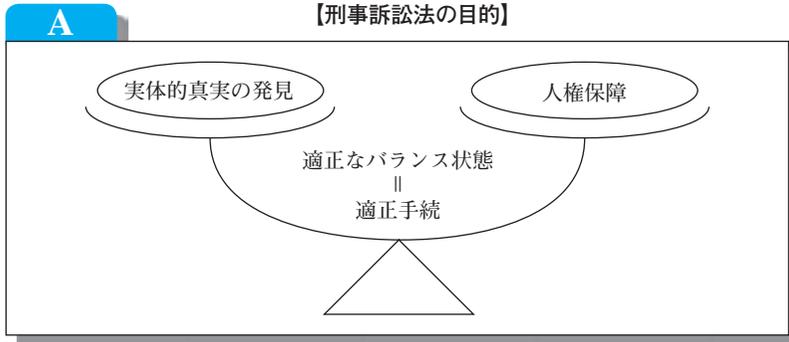


## 四 適正手続

実体的真実主義と人権保障とは、両立することが理想である。しかし、両者が対立・矛盾する場合もある。その場合にいずれの価値を優先させるかが大きな問題である。

この点、人権保障を重視した手続を適正手続とするとしても、そこでは実体的真実主義の要請も前提となっている。そうだとすれば、実体的真実主義と人権保障との適正なバランス状態を適正手続と解すべきである。

すなわち、**適正手続**とは、**実体的真実主義と人権保障との適正なバランスがとれた手続**をいう。



◀ 田口・22頁  
田宮・3頁

### ONE POINT

実体的真実主義と適正手続を比較し、憲法31条は、「適正手続」を定めたものであり、したがって、適正手続は実体的真実主義に優先するという立場もあります（田口・22頁以下参照）。

## 3-1

## 手続を支える制度と原則

## 目次

- 一 訴訟の構造に関する原理
- 二 刑事手続の各段階における制度と原理

## 学習の指針

訴訟の構造に関する原理、刑事手続の各段階における制度と原理はともに刑事訴訟法を理解するうえで重要です。特に、当事者主義と職権主義についてはここで正確に理解しておく必要があります。

## 一 訴訟の構造に関する原理

## 1 弾劾主義と糾問主義

弾劾主義と糾問主義は、元来、訴訟開始に関する原理とされてきたが、今日では、刑事裁判の運営に関する原理として用いられている。

## (1) 弾劾主義

弾劾主義とは、**訴追者により訴追されることにより手続が開始され、訴追者が主張・立証の責任を負い、被告人は訴追者に協力する義務を負わない方式**をいう。

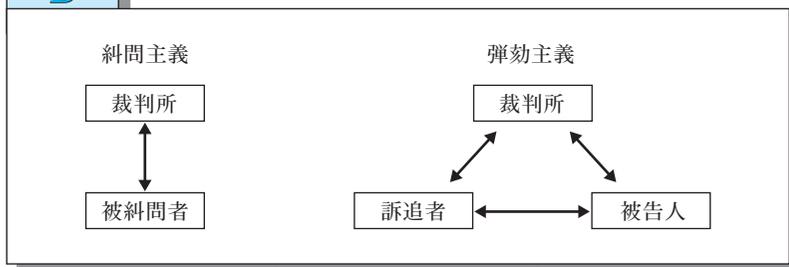
わが国の刑事訴訟法は、国家訴追主義（247）を採用していること、また、歴史的経緯から弾劾主義の訴訟構造を採用していると解されている。

## (2) 糾問主義

糾問主義とは、**犯罪の真相解明にあたる者（糾問官）が手続を開始し、訴訟関係者に真相解明に必要な証拠の提供を法的に義務づける方式**をいう。

## B

## 【憲法と刑事訴訟法の関係】



【旧司昭和51年度第1問】



田口・28頁  
田宮・233頁

## 2 当事者主義と職権主義

### 問題の所在

弾劾主義をとれば、検察官と被告人と裁判所という3つの主体による3面的訴訟構造が実現し、被告人も一方の訴訟主体となる。では、弾劾主義の訴訟構造のもとで、現行法上訴訟進行の責任は誰が負うであろうか。

### 考え方のすじ道

現行法は、いわゆる起訴状一本主義を採用（256 VI）

→捜査と公判との連続性は切断され、裁判所は白紙の状態に臨むことになった

↓したがって

証拠調べの請求は、検察官、被告人または弁護人が行う（298 I）

↓すなわち

現行法は、当事者に主導権を認めているのであって、訴訟追行の主導権を当事者に委ねる当事者主義を採用しているといえる

↓もっとも

現行法には、職権証拠調べ（298 II）、訴因変更命令（312 II）の規定がある

↓そこで

現行法は、原則的に訴訟追行の主導権を当事者に与える当事者主義を採用し、例外的に当事者主義を補充するために、職権主義的な制度を採用していると解すべき

### アドヴァンス

#### ・当事者主義

当事者主義とは、訴訟追行の主導権を当事者に委ねる建前をいう。当事者主義は、裁判所の役割と検察官の役割とを明確に区別することにより、訴訟の公平さを保障するところに1つの意味がある。

現行法は、256条3項・4項・6項、298条1項、312条1項等に当事者主義に基づく規定を置いている。

#### ・職権主義

職権主義とは、訴訟追行の主導権を裁判所に委ねる建前をいう。職権主義は、旧刑事訴訟法の採用していた原則であり、現行法においては、当事者主義を補充するものとして認められているにすぎない（298 II、312 II）。

## 3 公判中心主義

**公判中心主義**とは、**犯罪事実の確認は公判でなさなければならないこと**をいう。犯罪事実の確認が公判でなされる必要があることから、捜査はあくまでも公判への準備活動であり、裁判の中心は公判において決せられることになる。



◀ 田宮・10頁

## 二 刑事手続の各段階における制度と原理

### 1 捜査を支える制度と原則

- ・ 令状主義 (憲33、35) ⇒77p
- ・ 強制処分法定主義 (197 I 但) ⇒108p 以下
- ・ 任意捜査の原則 (197 I) ⇒77p、108p 以下
- ・ 捜査比例の原則 ⇒77p、108p 以下

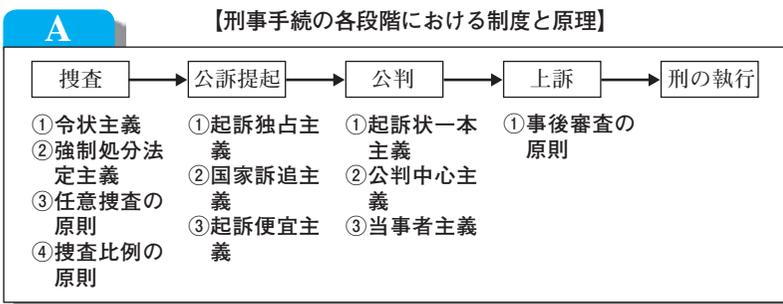
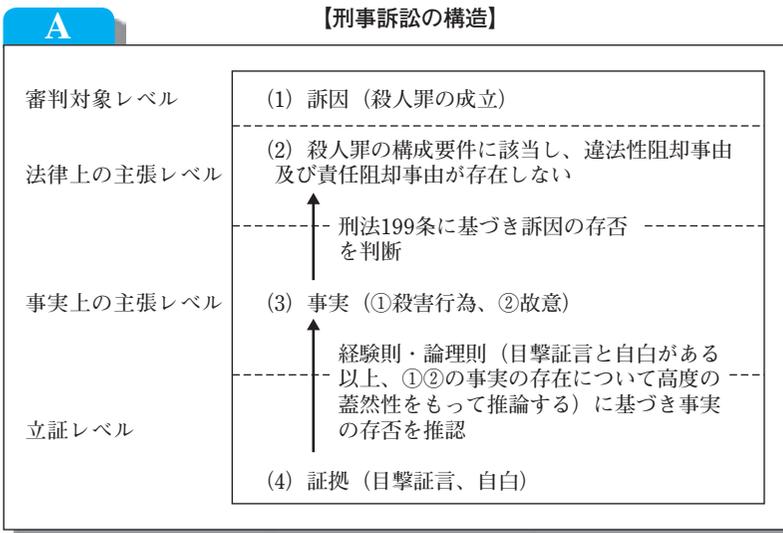
### 2 公訴を支える制度と原則

- ・ 起訴独占主義 (247) ⇒II・5p
- ・ 国家訴追主義 (247) ⇒II・4p
- ・ 起訴便宜主義 (248) ⇒II・9p

### 3 公判を支える制度と原則

- ・ 起訴状一本主義 (256 VI) ⇒II・45p 以下
- ・ 公判中心主義 ⇒II・124p 以下
- ・ 当事者主義 ⇒II・126p

### 4 上訴を支える制度と原則 ⇒II・472p 以下

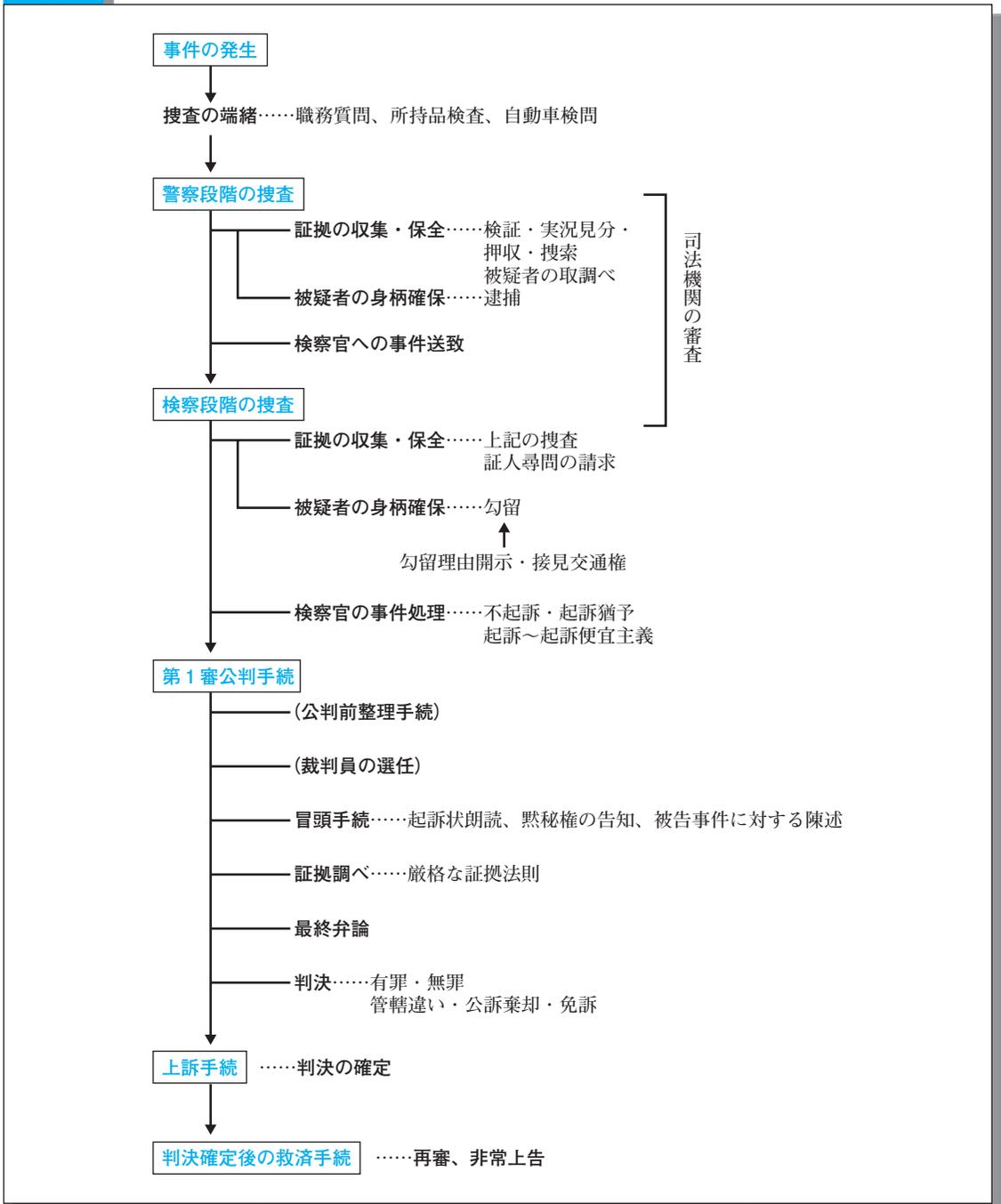


# 3-2

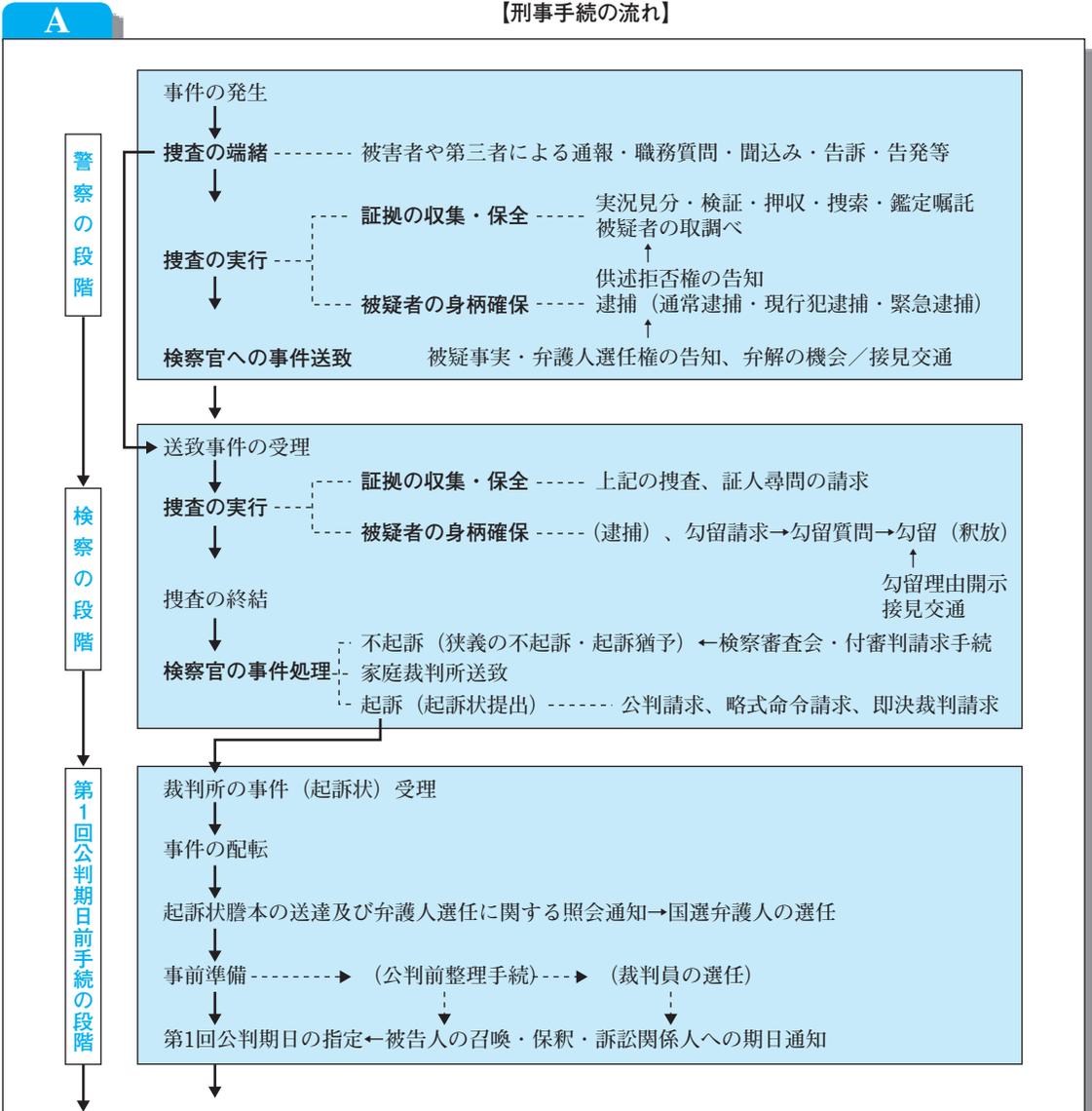
## 手続のアウトライン

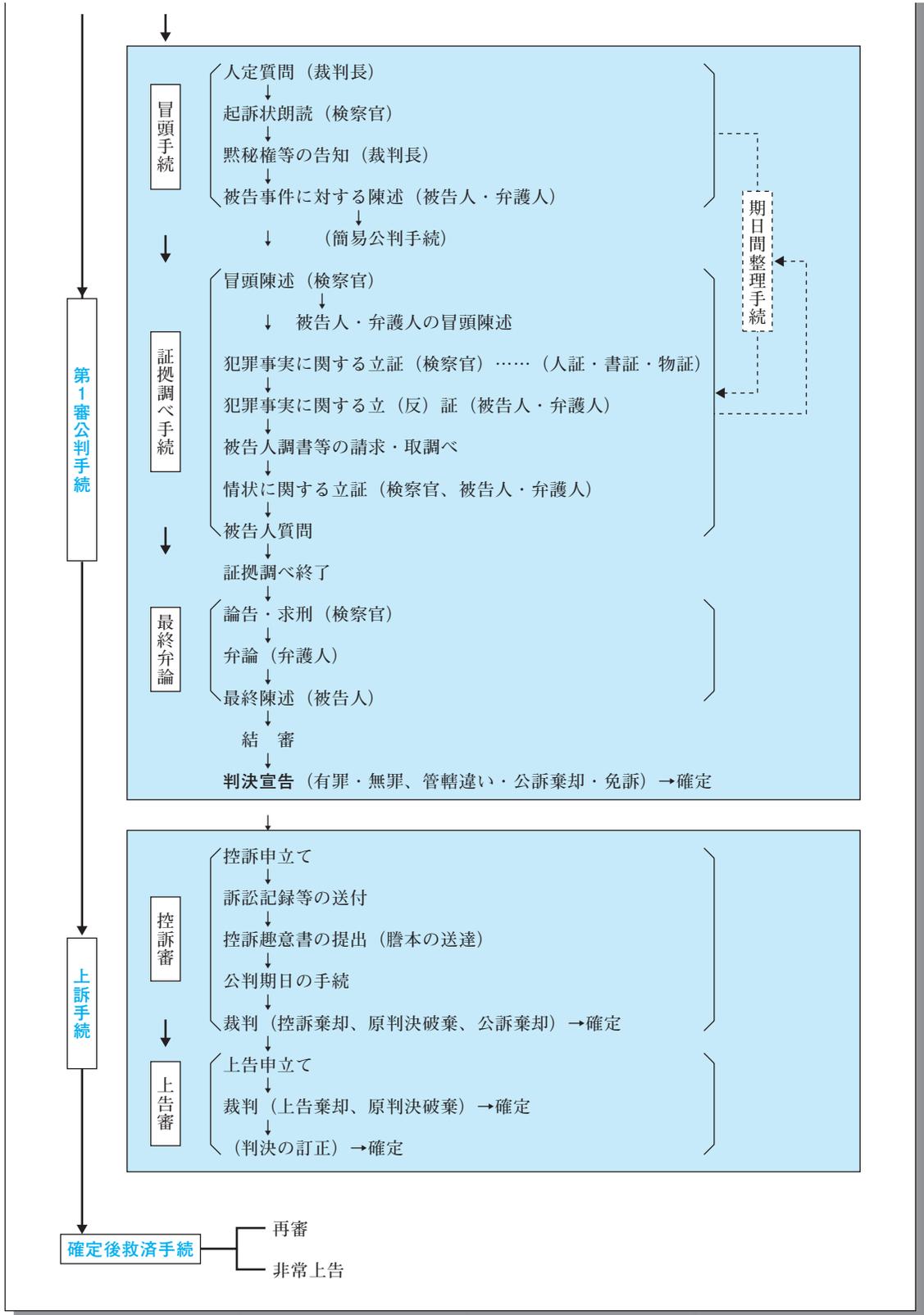
A

【刑事手続の流れ】



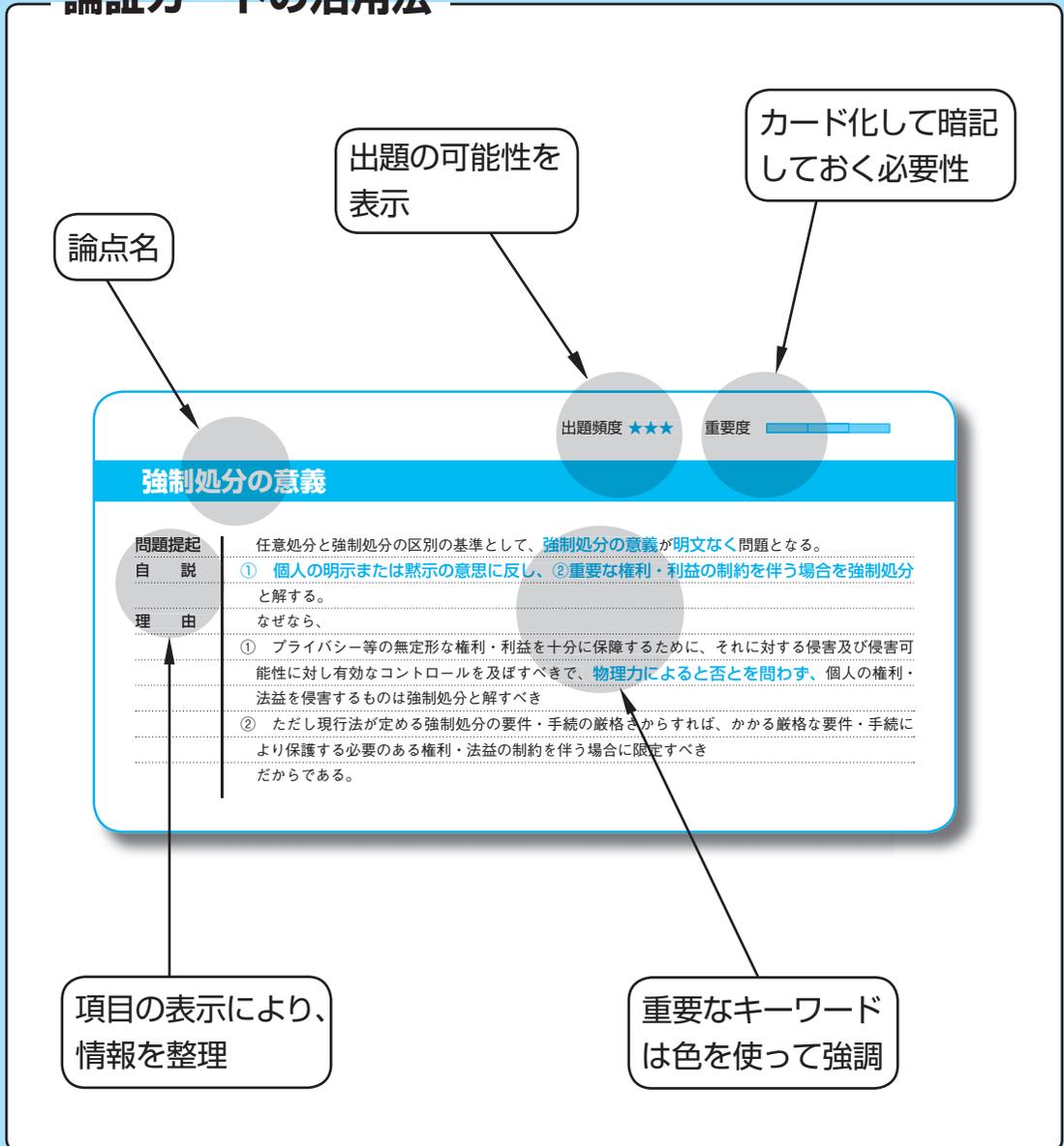
【刑事手続の流れ】





# 論証カード

## 論証カードの活用法



## 当事者主義と職権主義

問題提起	弾劾主義の訴訟構造のもとで、現行法上訴訟進行の責任はだれが負うであろうか。
自 説	現行法は、 <b>原則的に</b> 訴訟進行の主導権を当事者に与える <b>当事者主義を採用し、例外的に</b> 当事者主義を補充するために、 <b>職権主義的な制度を採用</b> していると解すべき。
理 由	なぜなら、現行法は、起訴状一本主義(256 VI)のもと、当事者に主導権を認め(298 I等)、他方、現行法には、職権証拠調べ(298 II)、訴因変更命令(312 II)の規定があるからである。

## 外国人被疑者・被告人の保護に関する問題

問題提起	外国人被疑者に対する、通常逮捕の際の逮捕状の呈示(201 I)、または緊急逮捕の理由の告知(210 I)に際し、訳文の添付は必要か、 <b>明文なく</b> 問題となる。
自 説	直ちに通訳を準備できない緊急逮捕の場合はともかく、 <b>通常逮捕の場合は訳文ないし通訳が準備されるべきである</b> と考える。
理 由	なぜなら、 ① <b>201条1項の趣旨</b> は、逮捕が被疑事実を明示する令状に基づくことを被疑者に告知する点にある ② <b>210条1項の趣旨</b> は、緊急逮捕が十分な理由に基づき、かつ急速を要するものであることを告知する点にあり、かかる趣旨を実現する必要があるからである。

## 将来捜査の可否

問題提起	将来発生する犯罪に向けられた捜査は許されるか。 <b>規則156条1項</b> は、「罪を犯した」と過去形をもって規定していることから問題となる。
自 説	<b>将来発生する犯罪に向けられた捜査も許される</b> と解する(積極説)。
理 由	なぜなら、 ① 令状主義の趣旨は一般令状の禁止にあるが、将来の犯罪についても、経験則上、 <b>間もなく特定の犯罪が行われると相当の確率で推認できる場合があり得る</b> のだから、かかる趣旨との関係では問題ないといえる ② 規則156条1項との関係でも、同条項の定める令状請求の方式は <b>通常の場合を念頭においたもので</b> 、令状交付の要件が判断できる限りで例外を認めてもよいといえるからである。

## 旧司法試験論文式試験

昭和24年度	第1問	公判審理の範囲を論ぜよ。……………	公訴・公判
	第2問	控訴審の本質を論ぜよ。……………	公訴・公判
昭和25年度	第1問	不告不理の原則を論述せよ。……………	公訴・公判
	第2問	伝聞証拠を論述せよ。……………	公訴・公判
昭和26年度	第1問	下級審の事実認定における自由心証に対して上訴審はこれをいかに制御することができるか。……………	公訴・公判
	第2問	控訴審における訴因の追加、撤回、及び変更を論ぜよ。 ……………	公訴・公判
昭和27年度	第1問	犯罪の嫌疑によって公訴権は発生するか。……………	公訴・公判
	第2問	公判手続更新前になされた第326条第1項の同意は、更新後もその効力を有するか。……………	公訴・公判
	第3問	鑑定書の証拠調べはどのような方法によって行うべきか。…	公訴・公判
	第4問	判決確定の時期は何時か。……………	公訴・公判
昭和28年度	第1問	法人が贈賄罪で起訴された場合、裁判所は、これに対し、いかなる裁判をすべきか。……………	公訴・公判
	第2問	自白の証明力を制限する理由。……………	公訴・公判
	第3問	裁判所は、いかなる場合に、無罪の判決を言い渡すべきか。 ……………	公訴・公判
	第4問	控訴審は、第一審判決言渡後になされた被害の弁償を考慮して裁判することができるか。……………	公訴・公判
昭和29年度	第1問	訴訟法律関係説によって訴訟の発展を説明することが出来るか。 ……………	公訴・公判
	第2問	証言と鑑定の区別。……………	公訴・公判
	第3問	訴因の変更命令の効力。……………	公訴・公判
	第4問	簡易公判手続と憲法第38条第3項の関係。……………	公訴・公判
昭和30年度	第1問	親告罪につき、告訴のないまま公訴を提起した。告訴の追完が出来るか。 ……………	公訴・公判
	第2問	厳格な証明を必要とする事実は何か。……………	公訴・公判
	第3問	免訴の判決が確定した後同一事件につき、公訴が提起された場合、裁判所はこれを如何に処理すべきか。……………	公訴・公判
	第4問	一部上訴は如何なる場合に許されるか。……………	公訴・公判
昭和31年度	第1問	当事者主義は実体的真実主義と矛盾するか。……………	第1編 第2章

## 司法試験論文式試験

## 平成18年度 刑事系第2問

以下の事例を読んで、後記の設問1及び2に答えなさい。なお、各供述の内容は、信用できるものとする。

## 【事例】

1(1) H県I市内を管轄するI警察署は、平成18年1月24日午後3時、同市内にあるA銀行B支店支店長Wからの110番通報を受け、直ちに警察官を現場に臨場させた結果、次の同店従業員Vの供述により、強盗致傷事件の被害状況が判明した。

(2) A銀行B支店従業員Vの供述要旨

私が店内で業務をしていた午後2時55分ごろ、突然、刺身包丁を右手に持ち、目出し帽をかぶり両手に白い軍手をはめた男が支店に入ってきました。その男は、カウンター前にいたお客様のCさんに刺身包丁を突き付け、「動くな。動くと殺すぞ。」と叫びました。店内にはほかのお客様や支店長以下の私たち職員がいましたが、犯人は、私たちに向かって、「警察に通報したやつは殺す。早く金を出せ。札束を用意しろ。」と大声で怒鳴りました。

私は、日ごろW支店長から、「強盗に入られたら人命第一に考え、金を渡しなさい。」と言われており、W支店長を見ると、「早く金を渡してやれ。」というように私にうなずいていたので、とっさに、自分の机の上にあった一万円札100枚の札束18束をカウンター越しに犯人に向かって投げました。すると、犯人は、それを拾って、持っていた茶色のボストンバッグに入れ、すぐに入口の方へ向かって逃げていきました。そこで私は、カウンターを飛び越え、犯人を追い掛けて取り押さえようとしたのですが、途中で犯人に刺身包丁で左腕を刺され、ひるんだすきに逃げられてしまいました。その後、私は、入口から出た犯人を追ったのですが、入口のすぐ前の路上に、上が白・下がシルバーのツートンカラーの普通乗用自動車が発火して止まっており、犯人は、その運転席に乗り込むとすぐ発車して、銀行前の南北に走る県道を南方向に向かって全速力で逃走しました。なお、車のナンバーは、0703でした。

犯人は、車に乗り込む直前に携帯電話で話をしていました。全部は聞き取れませんでした。が、「成功したぞ。例の場所で待っていてくれ。」と言っているのは、はっきりと聞き取れました。

犯人は、目出し帽をかぶっていたので、人相も年齢も分かりませんでした。身長はCさんとちょうど同じくらいだったので、170センチメートルくらいで、体格は中肉中背です。また、上着の両袖側面に3本の白線の入った紺色のジャージ上下を着ていました。

2 同日午後3時20分ごろ、I警察署地域課のX巡査及びY警部補は、制服を着用し、パトカーに乗車してI市内J公園前の道路において警ら中、本署から無線により前記強盗致傷事件の犯人を発見せよとの指令を受け、その際、前記1の捜査結果の連絡を受けた。

X巡査及びY警部補は、J公園内で犯人を捜していた同日午後3時25分ごろ、A銀行B支店から南西方向に直線距離で約5キロメートル離れた同公園内に停車中の、上が白・下がシルバーのツートンカラーで、「I520ち0703」のナンバープレートを付けた普通乗用自動車を発見した。同車運転席には、上着の両袖側面に3本の白線の入った紺色ジャージ上下を着用した30歳くらいのスポーツ刈りの男甲が乗車していた。

X巡査及びY警部補が同車に近づくと、甲が運転席側窓を開けたので、X巡査は、甲に対し、運転免許証の提示を求めたところ、甲は、「免許証は家に忘れてきた。」と言った。そこで、X巡査が、「あ

なたの住所と氏名は。」と聞いたが、甲は何も答えなかった。さらに、X巡査が、窓越しに車内を見ると、助手席上に茶色ボストンバッグが置いてあるのが見えたことから、「その助手席のバッグはあなたのものですか。」と質問したところ、甲は、とたんに落ち着きをなくし、そわそわしながら、「そうですよ。」と言った。X巡査が、「では、ちょっと中を拝見させてもらえませんか。」と言ったところ、甲は、「何で見せる必要なんかあるんだ。関係ないだろう。」と怒ったような口調で答え、その後もX巡査が、再三、バッグの中を見せてくださいと要求したが、言を左右にしてこれに応じず、また、なぜこのようなところに車を止めていたのかとの質問にも答えなかった。なお、この間、Y警部補がI警察署に応援を求めた結果、同日午後3時40分ごろまでに同署から更に6名の警察官がその場に応援に駆けつけた。

- 3 同日午後4時10分ごろ、甲は、突然、助手席上にあったボストンバッグを左腕に抱えて持ち、運転席ドアを開けて降車した。そのため、X巡査及びY警部補ら警察官合計4名が甲の前に立ちはだけ、「一体どこへ行くんですか。」と聞いたところ、甲は、「おまわりに何でそんなこと言う必要がある。」、「どけ。この野郎。」などと怒鳴り始めた。この間、Y警部補は、甲の横に立ち、甲の身長が170センチメートル程度であること、体格が中肉中背であることを確認した。また、Y警部補は、甲に対して、「ちょっとこのバッグを触らせてもらっていいですか。」と聞いたが、それについて甲が何も答えなかったので、甲が持っていたボストンバッグを外側から触れてみたところ、札束と考えても矛盾しない形状の物が多数入っている感触を得た。そのため、Y警部補は、甲がA銀行B支店における強盗致傷事件の犯人ではないかと考え、甲に対して、「実は、さっきこの近くで銀行強盗があったんですよ。あなたはその件について何かご存じですね。ちょっと、署までご同行願えませんか。」と聞いたところ、甲は何も答えなかったが、X巡査は、このとき、甲の顔色が変わると同時にその耳が赤くなったのを確認した。その直後、甲は、X巡査とY警部補の間をすり抜けるようにして逃げようとしたので、X巡査が、甲の左腕を右手でつかんだところ、甲は、これを振り払うや、X巡査の顔面を右手のこぶしで1発強く殴った。そこでY警部補は、同日午後4時20分、甲に対し、「お前を公務執行妨害で逮捕する。」と言って甲を制圧しようとしたが、甲は、左腕でボストンバッグを抱え込むようにしながら、右腕を振り回すなどして激しく抵抗したため、さらに、X巡査及び警察官3名も応援して、警察官合計5名で暴れる甲の体を押さえ付けて制圧し、甲を逮捕するとともに、左腕からボストンバッグを引き離した。

X巡査が、甲が持っていたボストンバッグをみると、施錠はされておらず、ファスナーを開けると、中から一万円札100枚の札束18束が発見された。さらに、札束の下からは、刃の部分に真新しい血痕が付着した刺身包丁1本、携帯電話1台が発見されたほか、レポート用紙に書かれたメモ1枚が発見された。このほか、甲が乗っていた普通乗用自動車内を捜索したところ、助手席の下から、目出し帽1個、白色軍手1双も発見された。そこで、X巡査は、同日午後4時30分、前記のとおり発見された一万円札100枚の札束18束、刺身包丁1本、携帯電話1台、メモ1枚及びこれらが入っていたボストンバッグ1個並びに目出し帽1個及び白色軍手1双を、逮捕に伴って差し押さえた。

X巡査は、甲をI警察署に連行して、同日午後4時50分、甲をI警察署刑事課長Z警部に引致した。引致後弁解の機会を与えたところ、甲は、公務執行妨害の事実について認めた。また、同日午後8時ごろ、甲は、公務執行妨害の事実についてZ警部の取調べを受けた際、A銀行B支店における強盗致傷事件についても自ら進んで供述を始め、銀行強盗は自分の単独犯行である旨の上申書をI警察署長あてに提出した。

- 4 同月26日午前10時、甲は、公務執行妨害の事実でK地方検察庁に送致され、送致を受けたK

地方検察庁の担当検察官Pは、同日、甲を勾留請求したところ、勾留状が発付され、執行された。P検察官は、1月31日、甲をK地方裁判所に公務執行妨害の事実により起訴した。

【設問1】 この事例の2及び3記載の捜査の適法性について、問題点を挙げ、事実を摘示して論じなさい。

【事例（続き）】

5 I警察署刑事課警察官らは、1月31日までの間、A銀行B支店における強盗致傷事件について捜査したところ、次の結果を得た。

(1) メモの記載内容

甲から押収した前記メモの上半分には、手書きの地図の記載がある。地図上のJ公園東出口付近に「×」印の記載があり、その下に手書きで「乙、車の中で待ってる」の記載がある。地図については、捜査の結果、A銀行B支店からJ公園までの経路を示したものと判明した。

メモの下半分には、手書きで「決行は、24日閉店まぎわ」、「名前がわかる物は持って行かない」、「車は盗んだのを使う」、「取った金は半分ずつ分ける」の記載がある。

これらの手書き文字について筆跡鑑定を行ったところ、甲の筆跡と同一人の筆跡であることが判明した。

(2) その他の捜査結果

甲から押収した前記携帯電話について、その発信履歴を捜査した結果、1月24日午後3時1分に、I市内M町居住の乙(女性)方に電話をしていることが判明し、乙について捜査したところ、平成8年から約9年間、A銀行B支店に勤務していたが、平成17年2月に退職したと、甲とは小学校の同級生であることが判明した。

1月24日午後3時20分ごろ、J公園東出口付近で、白の軽乗用自動車が停止しているのが目撃されているが、本件当時、乙は、白の軽乗用自動車を所有していたことが判明した。

このほか、甲から押収した前記刺身包丁付着の血痕を鑑定した結果、Vの血液型と一致した。

6 I警察署刑事課長Z警部は、2月1日、K地方裁判所裁判官に対して、甲に対する強盗致傷被疑事件について逮捕状を請求し、同日、その発付を受けた。甲は、I警察署内において、同日午後4時30分、前記逮捕状により逮捕された。逮捕後、弁解の機会を与えたところ、甲は、強盗致傷の被疑事実について認めたほか、乙との共謀についても認める供述をした。同月3日午前10時、甲は、乙との共謀によるA銀行B支店における強盗致傷の事実でK地方検察庁に送致され、同日から10日間の勾留、更に10日間の勾留延長を経て、同月22日、同事実により起訴された。

7 I警察署刑事課長Z警部は、その後、甲の供述に基づき、強盗致傷被疑事件について、乙に対する逮捕状及び乙方に対する搜索差押許可状を得た。I警察署警察官は、これに基づき、乙を逮捕し、乙方を搜索した。その結果、乙方から、前記メモの記載どおりの筆圧痕の残るレポート用紙1冊が発見されたので、I警察署警察官はこれを差し押さえた。その後、乙は、勾留を経て、甲との共謀によるA銀行B支店における強盗致傷の事実により起訴されたが、この間、一切の供述を拒んだままであった。

8 甲は、公判においては公訴事実をすべて認め、有罪判決を受けた。

9 その後、乙は、第1回公判期日において、公訴事実について、甲との共謀を否認した。第2回公判期日において、証人として出廷した甲は、次のとおりの供述をした。

(1) 乙との関係

1月24日に私がA銀行B支店で行った強盗致傷は、乙と相談してやりました。

乙と私は、小学校時代の同級生で幼なじみです。乙が昨年2月にA銀行B支店を辞めたとき、乙から、W支店長に嫌われ、いじめにあって辞めさせられたと聞きました。

(2) 乙との相談について

乙は、ひどくWを恨んでいて、「何か仕返しをしてやりたい。」と言っており、昨年12月ごろには、「B支店に強盗に入ってちょうだい。Wは意気地なしだから、包丁か何かで脅せば、すぐに金を出すはずよ。」と言うので、私もだんだんその気になってきました。

昨年12月24日、私が乙の家に遊びに行ったとき、また、強盗の話になりました。乙は、「会社の給料日の多い25日の前日には、翌日の払戻しに備えて多額の現金を準備しているはずだから、24日の閉店間際に入るといいと思う。」と言ったので、そのとき、私は、「絶対にばれないなら、やってもいいよ。」と答えました。

(3) メモについて

私が公務執行妨害で逮捕されたとき、持っていたボストンバッグの中から出てきたメモは、昨年12月24日に、乙の家で作成したものです。

乙方にあったレポート用紙に、最初に乙がB支店からJ公園東出口付近までの地図を書き、乙は、「この地図のとおり逃げて、J公園の茂みのところで車を乗り捨て、金だけ持って、公園の東出口まで来てちょうだい。そこで、私が車の中で待ってるから。」と言い、公園の東出口付近に「×」印を付けました。その後、私は、乙の目の前で、「×」印のすぐ下に「乙、車の中で待ってる」と書き入れました。地図の下に「決行は、24日閉店まぎわ」、「名前がわかる物は持って行かない」、「車は盗んだのを使う」、「取った金は半分ずつ分ける」と書いたのも、私です。乙から、先ほども言ったように、「24日の閉店間際に入るといいと思う。」とか、「あんたの名前が分かると、すぐ私も疑われるから、自分の名前が分かるようなものは絶対に持っていっちゃだめよ。」とか、「だから、車も自分のを使わないで、盗んだ車を使ってね。」とか言われたので、私が書き留めたのです。「取った金は半分ずつ分ける」というのは、この日、乙が、「取った金は半分ずつ分けるってことでどうかしら。」と言ったので、私も、「それでいいよ。」と答えたのですが、乙は金に汚いところがあるので、後で乙が変なことを言わないように私が乙の目の前で書き留めておいたのです。

(4) 犯行状況

今年1月に入ってから、私は、目出し帽、白色軍手、刺身包丁を買い、インターネットで他人名義の携帯電話も買いました。そして、私は、1月24日昼ごろ、I市N町で白とシルバーのトゥートンカラーの普通乗用自動車を盗み、その車でA銀行B支店に乗り付け、同日午後3時ごろ、同店に押し入りました。そして、私は、店内にいた客に刺身包丁を突き付け、「動くな。動くと殺すぞ。」と言って脅し、カウンター内にいた支店長らに、「早く金を出せ。札束を用意しろ。」と大声で怒鳴って、現金1800万円を奪い取り、逃げる際に私を捕まえようとした従業員Vの左腕を刺身包丁で刺してけがをさせました。

その後、私は、乙がメモに書いた地図のとおり、J公園まで逃げて来て、車を乗り捨て乙の待つ東出口付近まで逃げようとしていたところを警察官に見つかってしまったのです。

〔設問2〕 乙に対する強盗致傷被告事件の公判において、前記メモが、共謀を立証するための証拠として証拠調べ請求された場合、その証拠能力について、問題点を挙げ、事実を摘示して論じなさい。

## 予備試験論文式試験

### 平成23年度 論文式試験

次の記述を読んで、後記の設問に答えなさい。

警察官は、甲が、平成23年7月1日にH市内において、乙に対して覚せい剤10グラムを30万円で譲渡したとの覚せい剤取締法違反被疑事件につき、甲宅を搜索して現金の出納及び甲の行動等に関する証拠を収集するため、H地方裁判所裁判官に対し、搜索差押許可状の発付を請求した。これを受けてH地方裁判所裁判官は、罪名として「覚せい剤取締法違反」、差し押さえるべき物として「金銭出納簿、預金通帳、日記、手帳、メモその他本件に関係ありと思料される一切の文書及び物件」とそれぞれ記載した搜索差押許可状を発付した。

#### 〔設問1〕

この搜索差押許可状の罪名及び差し押さえるべき物の記載は適法か。

#### 〔設問2〕

仮に、搜索差押許可状の記載が適法であったとして、警察官が、この搜索差押許可状に基づき、甲宅を搜索した際に、「6/30 250万円 丙から覚せい剤100グラム購入」と書かれたメモを発見した場合、これを差し押さえることができるか。

#### (参照条文) 覚せい剤取締法

第41条の2第1項 覚せい剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（第42条第5号に該当する者を除く。）は、10年以下の懲役に処する。

## 平成24年度 論文式試験

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

## 【事例】

- 1 警察官Kは、覚せい剤密売人Aを取り調べた際、Aが暴力団組員甲から覚せい剤の購入を持ち掛けられたことがある旨供述したので、甲を検挙しようと考えたが、この情報及び通常の捜査方法のみでは甲の検挙が困難であったため、Aに捜査への協力を依頼した。Aは、この依頼を受けて、事前にKから受け取ったビデオカメラをかばんに隠し、平成24年3月10日午前10時頃、喫茶店において、甲に「覚せい剤100グラムを購入したい。」と申し込み、甲は、「100グラムなら100万円だ。今日の午後10時にここで待つ。」と答えた。Aは、Aと会話している甲の姿及び発言内容を密かに前記ビデオカメラに録音録画し、Kは、Aからその提供を受けた。
- 2 Kは、同日正午頃、Aから提供を受けた前記ビデオカメラを疎明資料として裁判官から甲の身体及び所持品に対する搜索差押許可状の発付を受け、甲の尾行を開始したところ、甲が同じ暴力団に所属する組員の自宅に立ち寄った後、アタッシュケースを持って出てきたため、搜索差押許可状に基づく搜索を行った。すると、甲の所持していたアタッシュケースの中から覚せい剤100グラムが入ったビニール袋が出てきたことから、Kは、甲を覚せい剤取締法違反で現行犯逮捕した。

## 〔設問〕

【事例】中の1記載の捜査の適法性について、問題点を挙げ、論じなさい。

最判昭23.5.5	18	最判昭45.7.28	324
最大判昭25.4.12	19	仙台高判昭47.1.25 / 百選 [A6]	259
最判昭25.11.21	320	東京地決昭47.4.4 / 百選 [17]	181
大阪高判昭27.1.22	40	最大判昭47.11.22	322
最決昭28.3.5	127, 128	東京地決昭47.12.1	164
東京高決昭28.7.14	268	旭川地決昭48.2.3	187, 188
最判昭28.10.6	19	浦和地決昭48.4.21	184
最決昭29.7.15	93	最決昭48.10.8 / 百選 [A22]	19
最判昭29.7.16	323	大阪高判昭49.3.29	217
最判昭30.2.15	40	仙台地決昭49.5.16 / 百選 [19]	179
最決昭30.11.22	211	最決昭49.7.18	18
最大判昭30.12.14 / 百選 [A1]	156	福岡高決昭49.10.31	177
最大判昭31.7.18	323	東京地決昭49.12.9	286
最大判昭32.2.20 / 百選 [八版] [A19]	315	最判昭50.4.3	147
最判昭32.10.29	38	大阪高判昭50.11.19	157
最判昭33.5.24	16	大阪高判昭50.12.2	143
最決昭33.7.29 / 百選 [A4]	212, 213	最決昭51.3.16 / 百選 [1]	111, 115, 131
東京地決昭35.5.2	172	最判昭51.11.18 / 百選 [24]	217, 239
最大判昭36.6.7 / 百選 [A5]	228, 230, 231	東京高判昭51.11.24	38
最決昭36.11.21 / 百選 [A14]	297	最決昭52.8.9	188
最大判昭37.5.2 / 百選 [A8]	323, 324	最判昭53.6.20 / 百選 [4]	99
最決昭37.6.26	86	最決昭53.7.3	298
最判昭37.7.3	163, 169	最判昭53.7.10	338, 344, 345, 351
岐阜地決昭38.6.1	349	最判昭53.9.7 / 百選 [94]	99
大阪高判昭38.9.6	104, 105	最決昭53.9.22	93
東京地判昭38.11.28 / 百選 [A21]	51	東京高判昭53.11.15 / 百選 [六版] [22]	234
東京地決昭39.10.15	174	大阪地決昭54.5.29	273
大阪地決昭40.8.14	163	最判昭54.7.24 / 百選 [A26]	49, 50
東京高判昭41.1.27	151	富山地決昭54.7.26 / 百選 [6]	119, 124, 174
最決昭41.4.14	151	東京高判昭54.8.14 / 百選 [16]	174
東京高決昭41.6.30	318	函館地決昭55.1.9	235
最決昭41.7.26	348	東京地決昭55.1.11	273
佐賀地決昭41.11.19	211	最決昭55.4.28 / 百選 [39]	350
福岡高決昭42.3.24 / 百選 [八版] [20]	177, 178	最決昭55.9.22 / 百選 [5]	104, 105
東京地決昭43.5.24	161	最決昭55.10.23 / 百選 [31]	250, 252, 255
神戸地決昭43.7.9	174	最決昭55.11.18	330
最決昭44.3.18 / 百選 [A3]	209, 366	広島高判昭56.11.26 / 百選 [30]	240
金沢地七尾支判昭44.6.3	186, 187	最判昭56.11.26	322
東京高判昭44.6.20 / 百選 [27]	231	名古屋地決昭57.8.5	353
京都地決昭44.11.5 / 百選 [13]	151	最決昭57.8.27	193
最決昭44.11.26	206	東京高判昭57.10.15 / 百選 [七版] [12]	127
最判昭44.12.24 / 百選 [八版] [9]	262, 264	東京地決昭57.11.29	353
岐阜地決昭45.2.16	177	最大判昭58.6.22	159

## ア行

浅井事件	344, 353
新しい強制処分	112
一罪一逮捕・一勾留の原則	176
一般司法警察職員	28
一般的指揮	29
一般的指示	29
違法捜査に対する救済	357
押収	203
おとり捜査	125

## カ行

外国人被疑者・被告人	35
回避	19
管轄	15
鑑定	203
鑑定処分	247
鑑定留置	247
起訴後の捜査	369
忌避	19
糾問主義	7
糾問的捜査観	365
供述証拠の収集・保全	281
行政警察活動	91
強制採血	257
強制採尿	251
強制処分	109
強制処分法定主義	112
強制捜査	108
京都府学連デモ事件	262
緊急捜索・差押え	238
緊急逮捕	154
具体的指揮	29
刑事免責	316
刑事和解	63
現行犯逮捕	148
検察官	24
検視	83
検証	203
憲法的刑事訴訟法	3
公判中心主義	8

公平な裁判所	18
勾留	158
勾留質問	161
勾留の執行停止	195
勾留の取消し	195
勾留理由開示制度	194
国際刑事裁判所	80
国際犯罪	79
国選弁護	47
告訴	85
告訴不可分の原則	86
告発	87
コントロールド・デリバリー	131

## サ行

再逮捕・再勾留禁止の原則	175
裁定管轄	16
裁判員	20
裁判官	17
裁判所	14
差押え	203
狭山事件	188
参考人の取調べ	301
事件単位の原則	167
自己負罪拒否特権	312
自首	88
私選弁護	47
実況見分	203
実体的真実主義	4
自動車検問	102
自動速度取締装置	264
事物管轄	15
司法警察員	28
司法警察活動	91
司法警察職員	28
司法巡査	28
写真撮影	261
受託裁判官	18
受命裁判官	18
準現行犯	152
消極的実体的真実主義	4
証拠保全	330

編著者代表 反町 勝夫 (そりまち かつお)

<経歴>

1965年東京大学経済学部卒業。株式会社電通勤務を経て、1970年公認会計士第2次試験合格。公認会計士試験受験指導を通じて開発した、経済学・経営学・会計学の論理体系思考を法律分野に導入し、新しい実務法律体系(LEC体系)を創造する。

1978年司法試験合格後、株式会社東京リーガルマインド(LEC)を創立。わが国で一般的に行われている実務法律・会計の、教育・研修システムのほとんどを考案し、今日それらは資格試験・実務研修のデファクトスタンダードになっている。2004年日本初の株式会社大学「LEC東京リーガルマインド大学」[略称:LEC(れっく)大学]創立、2005年LEC会計大学院創立。若年者の就職100%を目指してキャリア開発学という学問分野を立ち上げ、研究・教育に邁進する。現在、弁護士・弁理士・税理士・会計士補・社会保険労務士。株式会社東京リーガルマインド代表取締役会長。LEC大学学長。

著書に『21世紀を拓く法的思考』『司法改革—時代を先取りする「提言」—』『司法改革2—新時代を築く人々—』『各界トップが語る—改革への法的思考』『各界トップが語る—改革のプロセス』『各界トップが語る—改革の羅針盤』『各界トップが語る—改革の発進』『各界トップが語る—ここまで進んだ「改革」』『わかる!楽しい!法律』(LEC東京リーガルマインド)、『士業再生』(ダイヤモンド社)。広報誌『法律文化』編集長。そのほか、資格試験受験用テキスト(『C-Book』など)・社員研修用教材、論文・評論多数。

PROVIDENCEシリーズ

## C-Book 刑事訴訟法 I <総論・捜査> 第3版

2001年12月20日 第1版 第1刷発行

2012年10月5日 第3版 第1刷発行

編著者●株式会社 東京リーガルマインド  
LEC総合研究所 司法試験部

発行所●株式会社 東京リーガルマインド

〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10

アーバンネット中野ビル

☎03(5913)5011(代表)

☎03(5913)6336(出版部)

☎048(999)7581(書店様用受注センター)

振替 00160-8-86652

[www.lec-jp.com/](http://www.lec-jp.com/)

カバーデザイン●大久保正幸事務所

印刷・製本●株式会社 サンヨー

©2012 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan

ISBN978-4-8449-6605-0

### 複製・頒布を禁じます。

本書の全部または一部を無断で複製・転載等することは、法律で認められた場合を除き、著作者及び出版者の権利侵害になりますので、その場合はあらかじめ弊社あてに許諾をお求めください。

なお、本書は個人の方々の学習目的で使用していただくために販売するものです。弊社と競合する営利目的での使用等は固くお断りいたしております。

落丁・乱丁本は、送料弊社負担にてお取替えいたします。出版部までご連絡ください。

ISBN978-4-8449-6605-0

C3332 ¥1900E



9784844966050

定価1,995円 本体1,900円 +税5%  
LD06605



1923332019009



**Book**

**刑事訴訟法I**

**総論・捜査**

**第3版**